



## 保険 米国会計および財務報告アップデート

2019年1月18日

The *FASB Accounting Standards Codification*<sup>®</sup> material is copyrighted by the Financial Accounting Foundation, 401 Merritt 7, PO Box 5116, Norwalk, CT 06856-5116, and is reproduced with permission.

This publication contains general information only and Deloitte is not, by means of this publication, rendering accounting, business, financial, investment, legal, tax, or other professional advice or services. This publication is not a substitute for such professional advice or services, nor should it be used as a basis for any decision or action that may affect your business. Before making any decision or taking any action that may affect your business, you should consult a qualified professional advisor.

Deloitte shall not be responsible for any loss sustained by any person who relies on this publication.

As used in this document, "Deloitte" means Deloitte & Touche LLP, Deloitte Consulting LLP, Deloitte Tax LLP, and Deloitte Financial Advisory Services LLP, which are separate subsidiaries of Deloitte LLP. Please see [www.deloitte.com/us/about](http://www.deloitte.com/us/about) for a detailed description of our legal structure. Certain services may not be available to attest clients under the rules and regulations of public accounting.

Copyright ©2019 Deloitte Development LLC. All rights reserved.

# デロイトのロードマップ・シリーズにおける米国会計基準のガイダンス

米国会計基準のガイダンスに関する包括的な説明について、以下のトピックに係るデロイトの出版物、ロードマップをご参照頂けます。

[Business Combinations \(事業結合\)](#)

[Business Combinations — SEC Reporting Considerations \(事業結合—SEC報告上の検討事項\)](#)

[Carve-Out Transactions \(カーブアウト取引\)](#)

[Consolidation — Identifying a Controlling Financial Interest \(連結-支配財務持分の識別\)](#)

[Contracts on an Entity's Own Equity \(事業体の自己の資本に関する契約\)](#)

[Discontinued Operations \(非継続事業\)](#)

[Distinguishing Liabilities From Equity \(負債と資本の区別\)](#)

[Earnings per Share \(1株当たり利益\)](#)

[Environmental Obligations and Asset Retirement Obligations \(環境債務および資産除去債務\)](#)

[Equity Method Investments and Joint Ventures \(持分法適用投資およびジョイント・ベンチャー\)](#)

[Equity Method Investees — SEC Reporting Considerations \(持分法適用投資先—SEC報告上の検討事項\)](#)

[Foreign Currency Transactions and Translations \(外貨の取引および換算\)](#)

[Income Taxes \(法人所得税\)](#)

[Initial Public Offerings \(新規株式公開\)](#)

[Leases \(リース\)](#)

[Noncontrolling Interests \(非支配持分\)](#)

[Non-GAAP Financial Measures \(非GAAP財務測定\)](#)

[Revenue Recognition \(収益認識\)](#)

[SEC Comment Letter Considerations, Including Industry Insights \(SECコメント・レターの検討\(業界インサイトを含む\)\)](#)

[Segment Reporting \(セグメント報告\)](#)

[Share-Based Payment Awards \(株式ベースド支払報奨\)](#)

[Statement of Cash Flows \(キャッシュ・フロー計算書\)](#)

近日発行:

[Convertible Debt \(転換可能債券\)](#)

# 謝辞および連絡先

本出版物に貢献してくれた次の方々に謝意を表します。

Teri Asarito	Amy Davidson	Jon Howard	Shahid Shah
Kristin Bauer	Jen DeSanctis	Sandie Kim	Rick Sojkowski
Bala Bellur	Radwan Edlbi	Kenjiro Matsuo	Joe Spar
Mark Bolton	David Eisenberg	Peter McLaughlin	Charlie Steward
David Brown	David Frangione	Morgan Miles	Stefanie Tamulis
Stephanie Buechele	Zach Gietl	Adrian Mills	Bob Tucker
Ashley Carpenter	Michael Gorter	Rob Moynihan	Hayley Wilden
Elena Cilenti	Alison Hefele	Amy Park	Hayley Wilden
Mark Crowley	McKenna Hennelly	Lazaros Perisanidis	Andrew Winters
Peggy Cullen	Chase Hodges	Jason Pimenta	

本出版物に関して、何かご質問等ございましたら、下記のデロイト保険担当者までご連絡ください。

## **Rick Sojkowsk**

Insurance Industry Professional Practice Director  
+1 860 725 3094  
[rsojkowski@deloitte.com](mailto:rsojkowski@deloitte.com)

## **Bob Tucker**

National Insurance Audit Leader  
+1 203 708 4888  
[rotucker@deloitte.com](mailto:rotucker@deloitte.com)

## **Bala Bellur**

Deputy Insurance Industry Professional Practice Director  
+1 312 486 4845  
[bbellur@deloitte.com](mailto:bbellur@deloitte.com)

## **Mark Bolton**

National Office Accounting Services Managing Director  
+1 203 761 3171  
[mbolton@deloitte.com](mailto:mbolton@deloitte.com)

## **Kenny Smith**

Vice Chairman US Financial Services Leader  
+1 415 783 6148  
[kesmith@deloitte.com](mailto:kesmith@deloitte.com)

## **Hugh Guyler**

Financial Services Industry Professional Practice Director  
+1 212 436 4848  
[hguyler@deloitte.com](mailto:hguyler@deloitte.com)

# 目次

序文	vi
はじめに	1
長期保険契約	2
金融商品	9
リース	25
収益認識	29
法人所得税	31
連結	34
報酬	42
クラウド・コンピューティングの取決め	47
付録 A — 2018年に発効した会計基準の要約	51
付録 B — FASBのプロジェクトの現状	58
付録 C — 基準書その他の公表物の題名	62
付録 D — 略語	67

# 序文

2019年1月18日

保険セクターにおけるデロイトのクライアント、保険業界の皆様へ

2019年版のデロイトの「*保険—会計および財務報告アップデート*」をお届けできることを喜ばしく思います。本出版物において考察されているトピックは、保険会社にとって特に興味深いものが選定されています。

本出版物の前号発行後に生じた注目すべき基準設定の進展には、FASB会計基準アップデート(ASU)第2018-12号「*長期保険契約に関する会計処理に的を絞った改善*」の公表がありました。

本出版物では、保険会社が今から準備を始める必要のある会計および報告基準の変更を取り上げます。また、本2019年版には以下の付録も含まれています。(1) 2018年に発効された特定のASUを一覧にした付録A、(2) 特定の進行中のFASBの基準設定プロジェクトの現状と次のステップを要約した付録B、(3) 本出版物で言及した基準書その他の公表物の題名を一覧にした付録C、および(4)使用した略語を定義する付録Dです。

銀行・証券、資産運用および不動産セクターの年次の会計および財務報告アップデートも、US GAAP Plusおよび[Deloitte Accounting Research Tool \(DART\)](#)から入手することができます。

詳細情報やご支援について、貴社担当のデロイト・オフィスにお問合せ頂けると幸いです。

敬具



Rick Sojkowski  
Insurance Industry  
Professional Practice Director  
Deloitte & Touche LLP



Robert Tucker  
National Insurance  
Professional Audit Leader  
Deloitte & Touche LLP

# はじめに

金融市場は、2018年半ばまで堅調に推移しましたが、年末にかけてボラティリティの上昇の影響を受けました。しかし、全体的な市場の力強さにより、保険会社は商品とデリバリーと両面でイノベーションに注力し続けることができました。地政学上の不安定さや異常気象の増大は多くの保険会社の損益に影響を与えました。さらに、規制当局は、投資家と規制コミュニティの両方にとって保険セクターにおける有用な情報に基づく選択を支援するため、会社の営業活動の透明性の向上に取組み、保険業界に注目し続けています。

## 経済成長

米国経済は2018年初めに力強く成長しました。連邦準備制度理事会は利上げを継続しました。金利の上昇は株式の評価にマイナスの影響を与えたため、会社の借入コストが増大するという予想が高まりました。失業率は2018年に過去最低を記録しましたが、自動化やイノベーションの拡大を考慮すると、こうした状況は一部長続きしない可能性があります。さらに、保険会社は、伝統的な保険の販売モデルを破壊しつつある多数のインシュアテックと競合するため、顧客のより若い世代向けに強くアピールした商品およびその販売方法の強化に注力しています。保険市場と業界の両方における変化に機敏に対応することが一層重要になっています。

## 会計上の変更

2017年12月、税制改革法が、連邦議会を通過してトランプ大統領の署名により成立しました。2018年、税源侵食濫用防止税 (Base Erosion Anti-Abuse Tax)、軽課税無形資産所得 (global intangible low-taxed income) の報告要求、および、税制改革法のその他の規定が発効されました。加えて、2017年12月31日現在で見込まれた関連する税金費用を更新し、2018年12月31日現在で最終決定しなければなりません。

2018年8月に、FASBは、米国会計基準に基づく会計処理と開示の両方の要求を修正することにより特定の長期保険契約の会計処理および長期保険契約に関連する繰延契約獲得費用 (DAC) の償却を大幅に変更するASU 2018-12を発行しました。FASBは、この新たなガイダンスが財務諸表利用者にさらなる透明性を提供すると考えています。

国際会計基準審議会 (IASB<sup>®</sup>) は、2017年に発行したIFRS第17号の発効日を2022年1月1日まで1年間延期することを投票で決定しました。さらに、IASBは、保険会社が発効日を1年延期し、IFRS第17号と同時の適用を可能にするIFRS第9号の修正も投票で決定しました。これらの延期は、公開草案とそのコメント期間のプロセスの完了後に行われるIASBの最終投票まで発効しません。IASBの決議および正式なIFRS<sup>®</sup>基準の発効日の変更は2019年第1四半期に発行されることが見込まれます。さらに、IFRS第17号の移行リソース・グループ (TRG) は、2018年を通じて質問対応のために活発に活動してきました。

## 追加情報

業界の課題や動向の詳細については、デロイトの[2019 Financial Services Industry Outlooks](#)をご覧ください。

# 長期保険契約

## 背景

2018年8月、FASBは、特定の長期保険契約に関して、米国会計基準に基づく会計処理および開示のモデルを修正するASU 2018-12を発行しました。FASBは、本ASUの修正が、長期保険契約に関連する財務報告の以下の側面を改善すると考えています。

- 無配当の伝統的な契約および短期払込契約に係る将来保険給付の負債の測定
- 市場リスクを伴う給付の測定および表示
- DACの償却
- 表示および開示

## 主要な規定

### 特定の保険契約に係る将来保険給付の負債

無配当の伝統的な契約および短期払込契約に関して、ASU 2018-12は、保険料収益の認識時に将来保険給付の負債を見積計上しなければならないという原則など、現行の米国会計基準で適用されている純保険料積立モデルの一定の側面を保持しています。しかし、本ASUの修正は、キャッシュ・フローおよび割引率の仮定を更新する頻度、当該仮定の性質、測定に使用する割引率ならびに保険会社が更新したキャッシュ・フローおよび割引率の仮定を会計処理する方法など、保険会社が将来保険給付の負債を測定する方法の複数の側面を変更しています。

### 当初測定

無配当の伝統的な契約および短期払込契約に関する修正後の測定モデルのもとで、将来保険給付の負債の保険会社による測定は、(1) 割引率、(2) 死亡率／罹患率、(3) 解約／失効および (4) 費用(契約獲得費用および発生時に費用計上を要求される費用を除く)を含む、さまざまな仮定を組み込んでいます。

保険会社は、仮定に対する不利な逸脱のリスクに係る引当の追加を禁止されます。

### 割引率

ASU 2018-12のもとで、保険会社は、(1) 「中級の上位にある(信用リスクが低い)格付けの確定利付商品」(今日の市場で、格付Aの証券に相当)の利回りに基づき、(2) 負債のデュレーションの特徴を反映した割引率を使用して、将来保険給付の負債を測定します。



## 仮定の更新頻度

### 割引率

ASU 2018-12に基づき、保険会社は各報告日に割引率の仮定を更新します。したがって、この更新は、年次報告期間と期中報告期間(すなわち、PBEの場合は四半期ごと)の両方において要求されます。ただし、以下で述べるように、割引率の変更の影響は、その他の包括利益(OCI)に認識されます。

### キャッシュ・フローの仮定

保険会社は、無配当の伝統的な契約および短期払込契約に係る将来保険給付の負債の測定に使用するキャッシュ・フローの仮定を、最低でも年に1回(毎年同じ時期に)見直し、必要に応じて更新します。更新された仮定は、(1) 過去における実績および (2) 更新された将来キャッシュ・フローの仮定を用いることにより、契約グループの全期間にわたり予想されるキャッシュ・フローの保険会社による修正後の見積りを反映します。さらに、より早期にキャッシュ・フローの仮定の修正が必要であることを示す証拠がある場合、キャッシュ・フローの仮定のより頻繁な(すなわち、期中期間における)更新が要求されます。したがって、保険会社は、期中でのキャッシュ・フローの仮定の更新が必要であると判断しない限り、年次より高い頻度で将来保険給付の負債を更新する必要はありません。保険会社は、契約開始時の費用の仮定を全社的に固定化(ロック・イン)する選択も可能です。

## 仮定の更新に関する会計処理

ASU 2018-12のもとで、無配当の伝統的な契約および短期払込契約に係る将来保険給付の負債を測定する際、保険会社は、測定に使用する集約レベルの決定において「異なる発行年度の契約をグループ化する……」ことはできませんが、「四半期または年次のまとまりで契約をグループ化しなければなりません。」測定対象の契約グループに対してキャッシュ・フローの仮定の変更の影響を算定する際、保険会社は、まず、契約開始時の修正後純保険料率を再計算します。その上で、保険会社は、(1) 新たな純保険料率を適用して修正後純保険料見積額を算定し、(2) 当初(すなわち、契約発行時)の割引率を用いて報告期間の期首現在の更新後将来保険給付の負債を計算し、(3) 更新後保険負債を、当報告期間の期首現在の保険負債の従前の帳簿価額(従前の割引率の変更の影響を除く)と比較して、累積的キャッチアップ調整を当期の純損益に認識します。このキャッチアップ調整は、保険会社の損益計算書において、当報告期間の給付費用とは区分して表示されます。また、保険会社は、報告期間の期首現在で計算した修正後純保険料率を用いて当報告期間の給付費用を計算します。実績調整は発生した期間と同一の報告期間に認識されます。したがって、保険会社は、(仮定が次回更新されるまで)修正後純保険料率を使用して、将来保険給付の負債を測定します。

修正後のキャッシュ・フローの仮定が、将来給付および費用の現在価値が将来の保険料総額の現在価値を超過することを示す場合には、純保険料が保険料総額と等しくなるよう、保険会社はこの超過額を当期間の純損益に即時に費用認識する必要があります(すなわち、純保険料率は100%を超えることはできません)。この新会計処理モデルでは、期間ごとの仮定の更新が要求され、純保険料が保険料総額を超える際にはその保険料不足額の計上が要求されることから、本ASUの適用後は、現行の米国会計基準のもとで要求される無配当の伝統的な契約および短期払込契約における保険料不足テストは免除されます。

純保険料率が100%を超えるために損失を認識する場合、保険会社はその後の期間において(すなわち、その後仮定が更新されるまで)、純保険料が保険料総額と等しくなるよう将来保険給付の負債の見積計上を継続しなければなりません。契約グループの将来保険給付の負債の残高はゼロを下回ることはできません。

割引率の更新に関して、保険会社は、割引率の変更により生じる、将来保険給付の負債のいかなる変動も、割引率の更新時に(すなわち、当期間に)OCIの調整額として認識することになります。ただし、保険負債の利息の発生計上率は、契約発行時に有効であった割引率を引き続き使用します。

伝統的な契約および短期払込契約以外の長期保険契約(例えば、有配当契約またはユニバーサル・ライフ型保険契約)に関して、本ASUは、利益の後に損失が生じる契約に対する追加負債の見積計上の概念(次のセクションの説明をご覧ください)と同様に損失認識テストを保持しています(ただしこの分析においてDACは考慮されません)。さらに、取得した保険契約および再保険契約に関連する将来の利益の現在価値は、引き続き保険料不足テストの対象となります。

### 勘定残高に加えて将来可能性のある給付に備える契約または契約特性

ASU 2018-12は、特定のユニバーサル・ライフ型保険契約または被保険者の「勘定残高」に加えて非伝統的な契約の保険給付を提供することができる特性を含む契約に関する会計処理モデルを修正しています。そのような契約を引き受ける保険会社は、まず、これらの給付特性が市場リスクを伴う給付(本ASUに基づく新たな概念)の定義を満たすかを評価し、満たす場合に、下記の市場リスクを伴う給付に関するガイダンスを適用します。給付特性が市場リスクを伴う給付の規準を満たさない場合、保険会社は次に、これらの特性をASC 815に基づくデリバティブまたは組込デリバティブとして会計処理すべきかを評価します。

給付がデリバティブまたは組込デリバティブとして会計処理する判断基準を満たさない場合、保険会社は次に、将来可能性のある追加給付が、年金支払(例えば、年金購入保証(annuity purchase guarantee)または二階層(two-tier)年金)においてのみ支払われるかどうかを判断します。そうである場合、保険会社は、予想年金支払日における予想年金支払額の現在価値が同日の予想勘定残高を超過する場合に、契約特性に対する追加負債を計上します。さらに、保険会社は、「保険給付特性に関して各期間に保険契約者に対して評価する金額は……、保険給付機能から早い年度に利益を、その後の年度に損失を生じることが見込まれる方法で評価される」かどうかを評価します。そうであれば、勘定残高に加えて、保険会社は死亡または他の保険給付の追加負債を計上します。

年金および死亡または他の保険給付の会計処理モデルは概ね変更されていませんが、これらのモデルの一定の側面が、本ASUの他の側面と整合させるために変更されています。この変更について以下で説明します。

### 市場リスクを伴う給付

ASU 2018-12は、特定の市場リスクを伴う給付に関して新たな会計処理の要求を定めています。この例として、GMxB、すなわち最低保証給付特性(例えば、最低保証付死亡給付または最低保証付収入給付)として一般に知られる特性がありますが、市場リスクを伴う給付は他の契約特性を含むことがあります。

本ASUのもとで、保険会社は、特別勘定と一般勘定の両方の非伝統的商品に含まれる契約または契約特性に新たな市場リスクを伴う給付の会計処理モデルを適用します。この会計処理モデルに基づき、「名目的でない資本市場リスクからの保護を保険契約者に提供し、かつ保険会社を名目的でない資本市場リスクに晒す契約または契約特性は、市場リスクを伴う給付として認識しなければなりません。」

長期保険契約が市場リスクを伴う給付を複数含む場合、保険会社はこれらの給付を単一の複合的な市場リスクを伴う給付に束ねる必要があります。

本ASUのもとで、保険会社は以下のことも行わなければなりません。

- 市場リスクを伴う給付を当初公正価値で測定する。<sup>1</sup>保険会社はその後の公正価値の変動を当期の損益に認識しますが、商品固有の信用リスクの変動に起因する負債ポジションの市場リスクを伴う給付の公正価値の変動はOCIに認識します。
- (1) 市場リスクを伴う給付を財政状態計算書に、(2) 市場リスクを伴う給付に関連する公正価値の変動を純損益に区分して表示する(OCIに計上する、商品固有の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動部分を除く)。

本ASUによる修正後のASC 815-10-15-13(c)に基づき、適格な市場リスクを伴う給付は、デリバティブの会計処理に対応するASC 815-10の範囲から除外されます。

### **年金または死亡またはその他の保険給付を伴う契約**

ASU 2018-12は、本ASUが行った他の変更で整合させるため、年金または死亡またはその他の保険給付の追加負債の計算方法の特定の側面を変更しています。本ASUのもとでは、

- 死亡またはその他の保険給付について、追加負債の計算に使用する給付率の分子および分母の金額は、契約群団の開始時に適用された率または残存カバー期間に適用される最新の修正が反映された率として定義される契約率で割り引かれます。給付率の計算の事後の修正において、保険会社は、修正後見積額の現在価値の計算で選択した方法を一貫して適用しなければなりません。
- 年金給付について、保険会社は、「予想年金支払額および関連する増分損害調査費用を、契約の支払フェーズに適用される、中級の上位にある(クレジット・リスクが低い)格付けの確定利付商品の利回りで割り引いた現在価値から、予想年金払日における予想見積勘定残高を差し引いた金額(超過支払額)として」、追加保険負債の算定に使用する給付率の分子を計算します。「契約の支払フェーズに行われた支払の現在価値が、予想年金支払日における予想見積勘定残高を超過する額(超過支払額)は契約率で割り引くものとします」。給付率の分母を計算するため、保険会社はまた、契約の累積フェーズの予想評価額合計の現在価値に契約率を用いて割り引きます。
- 年金および死亡またはその他の保険給付の会計処理に関するガイダンスに従って、再保険者または契約の保険給付特性の発行者は、「各期に徴収した保険料に対して、保険給付機能から現在は利益になり将来は損失になると見込まれる手法で評価した給付に係る補償を示す保険負債を計算」しなければなりません。

<sup>1</sup> ASC 944-40-30-19Cはさらに「市場リスクを伴う給付の公正価値を算定するために使用した、帰属する手数料の合計額は、マイナスになる、または保険契約者から徴収可能な契約手数料および評価額の合計を超過してはならない」と述べています。

(1) 年金給付と (2) 死亡またはその他の保険給付の両方について、保険会社は、当報告期間の期首現在の関連負債を再測定するために修正後給付率を適用した結果生じた損益を損益計算書において給付費用合計の構成要素として区分して、(括弧書き、または独立科目のいずれかで)表示します。伝統的な契約および短期払込契約、死亡または他の保険給付および年金給付に関連した保険負債の再測定に係る損益に関する給付費用の部分は、併せて計上することができます。

## 繰延契約獲得費用

ASU 2018-12は、資産計上に適格な契約獲得費用の種類を変更しませんが、有配当契約を含むすべての長期保険契約に関するDACの償却の方法および時期を変更します。これらの変更は、従前には保険料、総利益または売上総利益に比例して償却した他の資産計上残高(例えば、ユニバーサル・ライフ型保険契約の前受収益負債)にも適用されます。

ASC 944の現行のガイダンスのもとで、保険会社は、商品の種類に応じてDACの償却に異なる方法を用いることができます。本ASUは、DAC(および上記の他の資産計上した費用)を、「個々の契約に基づくか、またはグループ化した契約に基づくかのいずれかで一定水準のベースで関連する契約の予想期間にわたり」<sup>2</sup>費用として償却しなければならないという原則を定めています。未償却のDAC残高に利息は見積計上されません。

本ASUは、保険会社がDACの会計処理に適用しなければならない集約レベルを特定していません。しかし、契約をグループ化する事業体は、対応する保険契約に関連して将来保険給付の負債(または他の関連する残高)の算定に使用したグルーピングと整合したものを使用しなければならないと述べています。本ASUが定めた償却の原則を満たすために、保険会社は、個々の契約に関連するDACを定額法で償却しなければなりません。契約グループについて、保険会社はDACを「個々の契約に基づく定額法による償却に近似する一定水準ベースで」償却することになります。選択した償却法は、契約または契約グループの予想契約期間にわたり継続して適用しなければなりません。

保険会社は、関連する契約の将来保険給付の負債または関連残高の算定に使用する仮定(例えば、解約)と整合する仮定を用いてDACを償却します。また、保険会社は、(1) 予想を上回る実績調整(例えば、予期しなかった解約)を反映するためにDAC残高を減額し、(2) 将来の見積りのいかなる変更(例えば、失効または死亡率の仮定の変更)の影響も将来の償却額の修正として将来に向かって処理します。ただし、契約の収益性の変更からはDACの修正は生じません。本ASUのもとで、保険会社はDACの減損の評価を行いません。

特定の特性を伴う一定の投資契約を引き受ける保険会社は、これらの契約について、「契約獲得費用を正味保険負債に適用する一定割合で費用として認識し、利息法と整合する会計処理方法を用いて」引き続きこれらの契約のDACを償却します。

## 短期払込契約の収益認識

ASC 944のもとで、保険会社は、短期払込契約に関して、受け取った保険料総額が純保険料を超過する額を繰り延べます。保険会社は、これらの繰り延べた金額(「繰延利益負債」すなわちDPL)を(1) (生命保険契約に関して)保険契約保有高の割引額との一定の関係において、または(2) (年金契約に関して)予想将来保険給付支払額で損益に認識し、未償却残高に対する利息を見積計上します。ASU 2018-12のもとで、保険会社は以下を行います。

- 割引率として中級の上位にある格付けの確定利付商品の利回りをを用いる。

<sup>2</sup> 保険契約が累積フェーズと支払フェーズを伴う場合、保険会社は支払フェーズを別個の契約として扱うこととなります。したがって、保険会社は、累積フェーズの存続期間にわたり契約に関連するDACを償却することとなります。

- 契約発行日の当初の割引率を用いて利息を見積計上する。
- DPLの変動を算定するために用いるキャッシュ・フローの仮定を、年に1回(毎年同じ時期に)、または実績もしくは他の根拠により必要とされる場合にはより頻繁に見直し、必要に応じて更新する。
- (1) 過去の実績および (2) 契約発行日現在の更新した将来キャッシュ・フローの仮定に基づき(すなわち、遡及ベースで)DPLを再計算する。
- 契約発行日から当期間の期首までに選択した償却法を適用することにより認識していたであろう償却額を算定して、当報告期間の期首現在のDPLの未償却の基準額を再計算する。
- DPLを再計算した金額を報告期間の期首現在の帳簿価額と比較し、累積的キャッチアップ調整を当期間の純損益に認識する。この調整は、純損益に区分して(損益計算書の独立科目として、または括弧書きで)表示しなければなりません。ただし、この調整は、その他の負債に計上する「キャッチアップ」負債の再測定金額と組み合わせることも可能です(年金または死亡またはその他の保険給付等)。

## 開示

ASU 2018-12は、「財務諸表利用者が、[保険]負債から生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性を理解」できるよう、期中と年次の両方の財務諸表に保険会社が提供しなければならない開示を拡充しています。保険会社は、「重要でない大量の詳細情報を含めること、または特性が著しく異なる項目を合算することにより、有用な情報が不明瞭となることのないよう」開示を合算または細分化しなければなりません。<sup>3</sup> 開示は、重要でない区分について提供する必要はありませんが、重要でない区分の金額は、引き続き調整に含めなければなりません。

本ASUは、期中期間および年次期間において、以下の残高について細分化した増減およびその増減の財政状態計算書における帳簿価額への調整を提供する要求を含む、大幅な追加開示の要求を課しています。

- 伝統的な契約および短期払込契約に係る将来保険給付の負債
- 保険契約者勘定残高に対する負債
- 市場リスクを伴う給付
- 未償却のDAC(およびDACと整合した基準で償却する残高)
- 特別勘定負債

## 発効日および経過措置

### 発効日

ASU 2018-12は、PBEについては2020年12月15日より後に開始する事業年度(かかる期中期間を含む)より発効します。他の事業体は、本ASUを2021年12月15日より後に開始する事業年度および2022年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間に適用しなければなりません。

すべての事業体は本ASUを早期適用することができます。

<sup>3</sup>本ASUの適用ガイダンスは、(1)開示の適切な合算水準を決定する際に保険会社が検討すべき追加要素について議論し、(2)一定の状況において適切であると考えられる合算の区分(例えば、保険の種類または地理による合算)についての例示を提供しています。この適用ガイダンスはまた、保険会社が開示において異なる報告セグメントによる金額を合算してはならないと述べています。

## 経過措置

ASU 2018-12は、以下で要約する通り、勘定固有の経過措置ガイダンスを提供しています。

### 無配当の伝統的な契約および短期払込契約に係る将来保険給付の負債およびDAC

本ASUの修正遡及アプローチに基づく適用時に、保険会社は、将来保険給付の負債およびDAC(DACの償却と整合した基準で償却する残高を含む)の会計処理に関連する修正を適用します。この修正には、(その他の包括利益累計額(AOCI)の関連する金額を除去後の)将来保険給付およびDACの移行日の帳簿価額ならびに更新後の将来キャッシュ・フローの仮定が用いられ、移行日(すなわち、表示期間の最も早い期首)における全保有契約に適用します。このアプローチのもとで、保険会社は、将来給付および関連費用の現在価値から移行日の帳簿価額を差し引いた額と純保険料率を計算する保険料総額の現在価値とを比較することになります。保険会社は、純保険料および利息発生額を計算するために適用前に用いた割引率の仮定を保持します。期首の利益剰余金は、純保険料が保険料総額を超過する範囲でのみ修正されます。

代替法として、保険会社は、契約開始時(または、該当する場合には契約取得日現在)の(見積額でない)過去の実績調整を用いて、累積的キャッチアップ調整を期首の利益剰余金(または、該当する場合には期首のAOCI)に計上することにより完全遡及ベースでこれらの修正を適用することを選択できます。

本ASUは、保険会社にDAC(およびDACの償却と整合した基準で償却する残高を含む)と将来保険給付の負債の両方に同じ経過措置方法を適用することを要求しています。さらに、保険会社は、(1)「将来保険給付の負債と[DAC]の両方について同じ契約発行年度の水準で……当該契約発行年度およびその後のすべての契約発行年度に関して」遡及的な経過措置の選択を行い、(2) その選択を全社的に(すなわち、すべての商品および契約に)適用しなければなりません。保険会社は、上記の修正遡及法を「遡及適用を選択した最も早い発行年度の水準より前に」発行した(または獲得した)契約に適用しなければなりません。

### 市場リスクを伴う給付

移行日において、保険会社はすべての過去の期間に市場リスクを伴う給付の修正を遡及的に適用します。保険会社は、過去の期間の遡及適用に必要な測定の見積額が「観察可能でない、または他の形で入手可能でなく、独立して実証できない」場合、当該仮定を決定するために保険会社は事後判断を使用することが認められます。

保険会社による遡及適用により、移行日における市場リスクを伴う給付の公正価値と帳簿価額の差額から「契約発行日から移行日までの商品固有の信用リスクの変動の累積的影響」を差し引いた額で期首の利益剰余金に対する移行時調整が算定されます。これはAOCIに認識されます。

### 経過措置に関する開示

適用年度において、事業体は以下に関する情報を開示しなければなりません。

- 将来保険給付の負債およびDAC(DACの償却と整合した基準で償却する残高を含む)
- 市場リスクを伴う給付

## IFRSの基準との比較

IFRSの基準のもとで、IFRS第17号の保険契約に関する会計処理および開示モデルの一定の側面はASU 2018-12と大幅に相違します。IFRS第17号のもとでは、単一の会計処理モデルがすべての保険契約に適用されます。これとは対照的に、本ASUは一部の長期保険契約のみに影響します。したがって、米国会計基準は、本ASUの適用後も引き続き短期保険契約と長期保険契約に関して異なる会計処理モデルを有することになります。

IFRS第17号に関する追加情報は、デロイトのIAS Plus [ウェブサイト](#)で閲覧可能です。

# 金融商品

## 信用損失

### 背景

2016年6月に、FASBは金融商品の減損に関するガイダンスを修正するASU 2016-13<sup>4</sup>を発行しました。本ASUは、発生損失ではなく予想損失に基づく減損モデル(CECLモデルとして知られる)を米国会計基準に加えました。新たなガイダンスのもとでは、事業体は予想信用損失の見積額を引当金として認識します。当該引当金は、(1) 関連する資産の償却原価の控除項目(オンバランス・エクスポージャーの場合)、または (2) 別個の負債(オフバランス・エクスポージャーの場合)として表示します。つまり、金融商品の全期間にわたる予想信用損失の見積額を開始時(すなわち、初日)に認識することになります。

### 発効日および経過措置

公開ビジネス事業体(PBE)のうちSEC提出会社は、ASU 2016-13を、2019年12月15日より後(例えば、事業年度が暦年の事業体の場合、2020年1月1日)に開始する事業年度およびかかる事業年度の期中期間から適用することを要求されます。SEC提出会社以外のPBEは、2020年12月15日より後(例えば、事業年度が暦年の事業体の場合、2021年1月1日)に開始する事業年度およびかかる事業年度の期中期間から適用することを要求されます。

PBE以外の事業体については、当初、ASU 2016-13を、2020年12月15日より後(例えば、事業年度が暦年の事業体の場合は2021年1月1日)に開始する事業年度および2021年12月15日より後(例えば、事業年度が暦年の事業体の場合、2022年1月1日)に開始する事業年度の期中期間から適用することを要求されていました。しかし、後述の[その他の進展](#)のセクションにおける説明の通り、FASBは、2018年11月にASUを発行し、これにより非PBEの適用開始日を2021年12月15日より後(例えば、事業年度が暦年の事業体の場合、2022年1月1日)に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)まで延期する等の修正を行いました。

また、すべての事業体は、ASU 2016-13の適用時に累積的影響額の調整を、適用する年度の期首現在で貸借対照表の利益剰余金に計上することになります(すなわち、遡及適用は禁止されます)。

### 移行リソース・グループ

2015年後半に、FASBは信用損失に関するTRGを設置しました。新たな収益認識基準に関するTRGと同様に、信用損失TRGはガイダンスを発行しませんが、潜在的な導入上の論点に関してFASBにフィードバックを提供しています。このような論点を分析討議することにより、TRGはFASBがさらなる措置(例えば、明確化や追加ガイダンスの発行)を講じる必要があるかどうか決定するのを助けています。

<sup>4</sup> ASU 2016-13に関する追加情報については、デロイトの2016年6月17日付 [Heads Up](#) をご覧ください。

FASBの信用損失TRGは、2018年6月11日の会合で、ASU 2016-13に関する以下のトピックについて討議を行いました。

- 資産計上される利息：
  - 導入上の論点 — 利害関係者は、予想信用損失の見積りを行う際に、将来資産計上される利息収益を考慮すべきかについて質問を提示していました。
  - 結果 — TRGは、信用損失引当金の算定は現在の償却原価基準額を基に行うことに大筋で合意しました。したがって、信用損失引当金に、将来資産計上される未稼得の利息収益は考慮しないこととなります。
  - 次のステップ — このTRGの会合の後に、FASBは2018年8月29日の会合で、この論点に関しては、ASU 2016-13の改善を目的とした草案の作成を行わないことを決定しました。
  
- 経過利息：
  - 導入上の論点 — ASU 2016-13では、経過利息を「償却原価基準額」の定義に含めているため、利害関係者は、事業体に以下を要求するかについて質問を提示していました。(1) 関連金融資産の償却原価基準額とは別に、経過利息(債権)に係る信用損失引当金を測定する。(2) 貸借対照表上、経過利息(債権)とこれに関連する信用損失引当金を、関連金融資産と併せて表示する。(3) 償却原価基準額に含まれる経過利息の額を融資債権の組成年度別および種類別にトレースし、ビンテージ(年齢)別の開示を行えるようにする。(4) 経過利息の戻入を貸倒償却として処理し、(利息収益を通じた戻入れではなく)信用損失引当金から控除する。
  - 結果 — TRGは、経過利息を引き続き「償却原価基準額」の定義に含めることに大筋で合意する一方、関連金融資産の償却原価基準額とは別に、経過利息(債権)に係る信用損失引当金の測定、表示、および開示を行う選択肢を事業体に与える必要性を提言しました。
 

また、経過利息の戻入れに関して、TRGは以下について大筋で合意しました。(1) 未収利息不計上の方針を適用する規制事業体および規制事業体と同様の未収利息不計上の方針を適用する非規制事業体については、未収利息不計上のローンに係る経過利息は利息収益を通じて戻入れを行い、経過利息に対する信用損失引当金は認識すべきではない。(2) 未収利息不計上の方針を適用していない事業体については、信用損失引当金の見積りの際に経過利息を考慮し、経過利息の戻入れは貸倒償却として処理の上、信用損失引当金から控除する。
  - 次のステップ — FASBは、2018年8月29日の会合で、ASU 2016-13の改善を目的とした草案の作成を以下の通り決定しました。(1) 経過利息(債権)残高の測定、表示、および開示に関する救済措置を規定する。(2) 会計方針の選択を設け、事業体が経過利息の戻入を、利息収益の調整、または貸倒として信用損失引当金から控除のいずれかにより行えるようにする。(3) 会計方針の選択を設け、事業体が利息債権残高を、信用損失引当金の算定から除外できるようにする(回収不能な経過利息につき適時に貸倒処理を行う会計方針を企業がすでに有していることが条件となる)。項目 (2) および (3) の会計方針の選択は、融資債権または主要証券の種類に応じて行います。コーディフィケーションの改善である本ASU案は、2018年11月19日に発行されています。



- ローンおよび負債証券の振替：
  - 導入上の論点 — 利害関係者は、ローンにつき売却目的保有(HFS)から投資目的保有(HFI)への振替または信用減損負債証券につき売却可能(AFS)から満期保有(HTM)への振替を行う際に、評価引当金(ローンの場合)または信用損失引当金(負債証券の場合)を振替前に認識していた場合、信用損失引当金を計上すべきかについて質問を提示していました。
  - 結果 — TRGは、ローンのHFSからHFIへの振替または信用減損負債証券のAFSからHTMへの振替を行う際に、事業体は以下を行うことになる旨につき大筋で合意しました。(1) 信用損失引当金の残高を戻し入れる。(2) 新たな分類の区分に応じて適用される測定ガイダンスに基づき、新たに信用損失引当金を設定する。TRGは、このような振替に係る損益を損益計算書に総額表示することについても大筋で合意しました。
  - 次のステップ — FASBは、2018年8月29日の会合において、TRGの提言と整合したASU 2016-13の的を絞った改善の草案の作成を行うことを決定しました。本ASU案は2018年11月19日に発行されました。
  
- 回収の認識時期：
  - 導入上の論点 — 利害関係者は、貸倒処理を行った資産の予想回収額を、信用損失引当金の見積りの際に考慮すべきかについて質問を提示していました。また、マイナスの引当金が存在する場合には、資産とは別に表示すべきかについても質問を提示していました。
  - 結果 — TRGは、事業体は信用損失引当金の測定の際に予想回収額を考慮し得ることに大筋で合意しました。ただし、TRGのメンバーはFASBに対して、以下のような追加の検討を提起しました。(1) 信用損失引当金の測定時に予想回収額を含めることを事業体に要求すべきか。(2) 当該予想回収額を資産として表示すべきか(信用損失引当金との相殺ではなく)。
  - 次のステップ — FASBは、2018年8月29日の会合で、ASU 2016-13の改善を目的とした草案の作成を以下の通り決定しました。(1) 信用損失引当金の見積りの際に予想回収額を考慮することを事業体に要求する。(2) 予想回収額の範囲を限定し、債務者からの回収額(担保を含む)のみを含める。(3) 報告日時点の信用損失引当金の測定時に、金融資産の償却原価基準額を超過する公正価値の額は含めてはならないことを明確にする。ただし、FASBはスタッフに対し、他の回収源からの回収を含めるよう回収可能見込額の拡大に焦点を当てたASU案に、質問を盛り込むよう指示しました。この論点は、2018年11月1日のTRGの会合で再度討議が行われました(下記の追加の説明をご覧ください)。
  
- 借換え：
  - 導入上の論点 — ASU 2016-13では、繰上返済に係る調整を行った上で、金融資産の契約期間にわたる予想信用損失の見積りを行うことを事業体に要求しています。ASU 2016-13の当該修正では「繰上返済」の定義が行われていないため、利害関係者は、事業体が(同一の債務者と債権者間の借換えは当初のローンの修正か、それとも新たなローンであるかの判断に関する)ASC 310-20のガイダンスを適用して、予想信用損失の見積りの際に繰上返済の有無に関する評価を行うことが要求されるかについて質問を提示していました。

- **結果** — TRGは、ASU 2016-13では、予想信用損失の見積りを行う際の繰上返済の考慮の方法に関する具体的なガイダンスを規定すべきではなく、予想信用損失の見積りの際に繰上返済の有無の評価にASC 310-20のガイダンスの利用を認めるが要求はしないことに、大筋で合意しました。
- **次のステップ** — FASBは、2018年8月29日の会合で、本論点に関するASU 2016-13の改善を目的とした草案の作成は行わないことを決定しました。

TRGの2018年6月11日の会合で討議された本トピックに関する追加情報については、[TRG Memo 13](#)およびデロイトの2018年6月の[TRG Snapshot](#)をご覧ください。

FASBの信用損失TRGは、2018年11月1日に再度集まり、ASU 2016-13に関する以下のトピックについて討議を行いました。

- **貸倒償却総額および回収総額**

- **導入上の論点** — 利害関係者は、貸倒償却総額および回収総額を信用の質の開示に含めるべきかについて質問を提示していました。
- **結果** — TRGは、ASC 326-20の例示は正式なものではないことに大筋で合意するとともに、FASBがASU 2016-13のガイダンスを修正し、事業体に貸倒償却総額および回収総額の開示を義務付けるよう提言しました。
- **次のステップ** — FASBは、2018年11月7日の会合で、ビンテージの開示に貸倒償却総額および回収総額を含めることを義務付けるASU 2016-13の改善を目的とした草案の作成を行うことを決定しました。この改善は、2018年11月19日に発行されたASU案には含まれておらず、コーディフィケーションの改善である別のASU案に掲載される予定です。

- **インプットの割引**

- **導入上の論点** — [TRG Memo 14](#)に記載されている通り、利害関係者は、「[割引キャッシュ・フロー(DCF)]法以外の方法(デフォルト率信用損失法等)を用いる場合に、信用損失の見積りに際して一定のインプットを割り引くことが認められるか。また、一定のインプットを報告日以外の日の現在価値に割り引くことが認められるか」について、質問を提示していました。
- **結果** — TRGは、当該ガイダンスでは明確にされていないことに大筋で合意するとともに、FASBスタッフに、事業体がDCF法以外の方法を用いる場合に信用損失の見積りに際してインプットを割り引くことを認めるかについて説明を行うよう求めました。
- **次のステップ** — FASBは、2018年11月7日の会合で、事業体がDCF法以外の方法を用いる場合の割引に関して、ASU 2016-13においてさらに明確化を行う必要はない旨の決定を行いました。

- **契約期間**

- **導入上の論点** — 利害関係者は、事業体がASC 326-20に従い予想信用損失の見積りを行う際の契約期間の決定にあたり、予想される延長期間を考慮することの適否について質問を提示していました。また、事業体が、ASC 326-20に基づく短期貸付契約に関して、金融資産の契約期間を超えた将来の経済状況やその他の状況(以下「測定インプット」という)を考慮することの可否についても、質問を提示していました。
- **結果** — TRGは、契約期間には、債権者側が無条件に解約可能でない、契約期間の延長オプションの対象期間を含めることに大筋で合意しました。

- 次のステップ — 本ASU案では、「契約期間の決定にあたり、事業体は、契約期間の延長または更新オプションが行使される可能性を評価しなければならない」としています。FASBは、2018年11月7日の会合で、金融資産の契約期間の決定に際し事業体が無条件に解約可能でない契約延長または更新オプションの評価を事業体に義務付ける、ASU 2016-13の改善を目的とした草案の作成を行うことを決定しました。コーディフィケーションの改善である本ASU案は、2018年11月19日に発行されています。
- **ビンテージの開示**
  - 導入上の論点 — 利害関係者は、ビンテージの開示において、タームローンに移行するリボルビングローンをどのように表示することになるかについて質問を提示していました。
  - 結果 — TRGは、事業体が新たな与信判断を行い、関連する修正の結果、ローンをASC 310-20-35-9に基づき「新規ローン」と判断した場合には、当該ローンをリボルビングローンからタームローンに移行する際に、当該与信判断を行った組成年度に当該ローンを反映させるべきであることに大筋で合意しました。ただし、リボルビングローンからタームローンへの移行が当初のローン契約で明記されていた場合、または移行の結果「新たなローン」と判断されなかった場合（例えば、トラブルド・デット・リストラクチャリングの場合）には、当該ローンは、ビンテージ開示の表に、リボルビングローンからタームローンへ移行したローンを示す新たな欄に反映させる必要があります。
  - 次のステップ — FASBは、2018年11月7日の会合で、この論点に関するASU 2016-13の改善を目的とした草案の作成を行うことを決定しました。コーディフィケーションの改善である当該ASU案は、2018年11月19日に発行されています。
- **回収**
  - 導入上の論点 — 2018年6月11日のTRGの会合で、FASBスタッフは、CECLモデルの開発にあたりFASBは、金融資産の予想回収額は「回収が見込まれる金額」であることから、当該回収額を見積りCECLの算定に含めることを意図していたとの見解を述べていました。この2018年6月11日のTRGの会合の後に、FASBスタッフは、一部の利害関係者から、事業体が「回収」という用語について異なる解釈を行っているとのフィードバックを受領しました。また、利害関係者は、担保依存型の金融資産の公正価値の増加額をマイナスの引当金（貸倒償却前の金額を上限に、償却原価基準額に加算）として認識することの可否について、質問を提示していました。
  - 結果 — TRGは、回収には、債務者からのキャッシュ・フロー（すなわち、元本および利息）や、担保、第三者への金融資産の売却収入を含めることに大筋で合意しました。また、事業体が、担保依存型の金融資産の公正価値の増加額をマイナスの引当金（貸倒償却前の金額を上限に、償却原価基準額に加算）として認識し得ることに合意しました。
  - 次のステップ — FASBは、2018年11月7日の会合で、ASU 2016-13の改善を目的とした草案の作成を行うことを決定しました。この改善の目的は、2018年8月29日の会合での決定（信用損失引当金の見積りに予想回収額を考慮することを事業体に要求）を再確認することにあります。ただし、FASBは、予想回収額には債務者からの回収額のみを含めるという予想回収額の範囲を限定する2018年8月29日の会合での決定を覆す決定を行いました。またFASBは、担保依存型の金融資産に関するTRGの提言についても合意しました。コーディフィケーションの改善である当該ASU案は、2018年11月19日に発行されています。

TRGの2018年11月1日の会合で討議された本トピックに関する追加情報については、デロイトの2018年11月の [TRG Snapshot](#) をご覧ください。

## その他の進展

### 最終ASU

2018年11月、FASBはASU 2018-19を発行しました。その目的は、「移行の複雑性を軽減」し、ASU 2016-13のガイダンスの明瞭性を高めることにあります。具体的には、ASU 2018-19には以下の修正が含まれています。

- **オペレーティング・リース債権** — 「この修正では、オペレーティング・リースから生じた債権はサブトピック326-20の範囲に含まれないことを明確化している。代わりに、オペレーティング・リースから生じた債権の減損は、トピック842「リース」に従い会計処理を行う必要がある」
- **非PBEの経過措置および発効日** — 「本ASUのこの修正では、非公開ビジネス事業体に対しては、ASU 2016-13の修正を2021年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)から適用することを要求することにより、移行の複雑性を軽減する」

### その他のFASBのアップデート

FASBは、2018年9月5日の会合で、以下の各論点についてASU 2016-13のガイダンスをさらに修正することを決定しました。

- **変動金利ローンに係る実効金利(EIR)** — この修正案では、FASBの2017年12月13日の会合での決定(「事業体がDCF法により変動金利金融資産の信用損失を見積る際に、将来の金利環境に関する自己の予想(予測)を用いてEIRおよび予想キャッシュ・フロー(予想される繰上返済およびデフォルトを含む)を算定することを、これらの予想が[ASU 2016-13]に準拠している限り、認めること)を明確化しています。
- **繰上返済の予想に応じたEIRの調整** — この修正案では、事業体がASC 326-20の範囲に含まれる金融商品とASC 326-30の範囲に含まれるAFS負債証券の双方につき、DCF法により予想キャッシュ・フローの割引を行っている場合には、繰上返済の予想に応じて調整したEIRを使用する必要がある(すなわち、「事業体は、会計方針の選択(主要な有価証券の種類別に適用される)により、繰上返済の予想に応じて調整したEIRを用いるかどうかの判断を行う必要がある」というFASBの意図を明確化しています。
- **担保権執行の可能性が高まった場合の売却コストの考慮** — ASU 2016-13 では、金融資産に係る予想信用損失の事後的な算定および測定にあたり、当該金融資産を保全する担保の公正価値を用いることになる2つの状況(すなわち、(1)「事業体が担保権執行の可能性が高いと判断している」、または(2)「事業体が担保に依拠した現実的手段を選択する」)について記載しています。また、「利害関係者は、[ASU] 2016-13のこの修正によるFASBの意図が、事業体が当該現実的手段を選択する場合は担保の公正価値の測定に見積売却コストを考慮することを要求するが、事業体が担保権執行の可能性が高いと判断している場合には同様の考慮を要求しないことであるのかについて質問を行った」

この修正案では、FASBの当初の意図は、「事業体が担保に依拠した現実的手段を選択するか、または担保権執行の可能性が高いため担保の公正価値により予想信用損失の測定が要求されるか[に基づいた]、当該2つの測定を明確に区別すること」ではなく、「執行可能性が高く、事業体が担保の売却を意図している場合には、見積売却コストの考慮を要求すること」であった旨を明確化しています。

- **再保険による回収可能額** — この修正案では、「回収可能額の測定基準(すなわち、償却原価または割引後の金額で測定)を問わず、トピック944に基づき会計処理を行う再保険による回収可能額はすべてサブトピック326-20の範囲に含める」というFASBの意図を明確化しています。
- **参照先の誤り** — 「利害関係者は、310-40-55-14項に参照先の誤り(326-20-35-2項)があると指摘していた。……この修正案では、当該参照先の誤りを正しい参照先(326-20-35-4項(事業体が担保権執行の可能性が高いと判断している場合には、担保の公正価値[に基づく]予想信用損失の算定を事業体に要求))に置き換えることで、[FASB会計基準コーディフィケーション]を明確化することになる」
- **持分法による損失に関するガイダンスにおける相互参照** — 「この修正案では、事業体は、持分法による損失の配分に323-10-35-26項のガイダンスを適用した上で、金融資産にはサブトピック326-20、AFS負債証券にはサブトピック326-30の要求事項をそれぞれ適用する必要があることを明確化している」

FASBは、FASBスタッフに対して、以下を含めたASU案の作成を行うよう指示しました。(1) 上記で要約した6つの修正案、(2) 2018年6月11日の信用損失TRGの会合に関する2018年8月29日のFASBの会合で討議された修正案、(3) 2018年11月1日の信用損失TRGの会合に関する2018年11月7日のFASBの会合で討議された修正案。(信用損失TRGの会合については、前述の[移行リソース・グループ](#)をご覧ください。)

FASBは2018年11月14日の会合で、ASU 2016-13のガイダンスをさらに修正し、従来償却原価で計上されており、かつASC 326-20の範囲に含まれる金融商品について、ASC 825-10の公正価値オプションの要件を充足する場合には、ASU 2016-13の適用時に、公正価値オプションの取消不能の選択を認めることを決定しました。事業体は、この選択を金融商品ごとに行うこととなります。FASBは、FASBスタッフに対して当該ASU案の作成を行うよう指示しました。

## 分類および測定

### 背景

[ASU 2016-01](#)は、金融商品の分類および測定に関するガイダンスを修正しました。当該修正は以下に関連する変更を含んでいます。

- 持分投資の会計処理(持分法で会計処理されるものまたは連結されるものを除く)
- 公正価値オプションが選択されている金融負債に係る商品固有の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の認識
- AFS負債証券に関連する繰延税金資産(DTA)に関する評価性引当金の決定
- 金融資産および金融負債に係る開示要求

PBEについては、新基準は2017年12月15日より後に開始する事業年度(その期中期間を含む)より発効しています。その他のすべての事業体については、新基準は2018年12月15日より後に開始する事業年度および2019年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。すべての事業体について、当該基準における規定の一部の早期適用が認められます。非PBEは、PBEに係る発効日に従って当該基準を適用することが認められます。ASU 2016-01に関するさらなる情報については、デロイトの2016年1月12日付 [Heads Up](#)をご覧ください。

## 持分投資の分類および測定

当該修正は、持分投資が持分法で会計処理されているかまたは連結されている場合を除き、事業体が持分証券へのすべての投資を公正価値で計上し、公正価値の変動を損益を通じて計上することを要求しています。容易に決定可能な公正価値を持たない持分投資については、当該ガイダンスは測定の代替法を認めており、これに基づき持分投資は、(該当する場合)減損損失控除後の取得原価に、秩序ある取引における観察可能な価格の変動を加減した金額で測定されます。投資会社またはブローカー・ディーラーまたは退職後給付制度である報告事業体は、この測定の代替法を利用することができません。

容易に決定可能な公正価値を持たない持分投資に関する測定の代替法を選択した事業体は、ASC 321-10-35-3に述べられている指標を定性的に考慮することにより持分投資が減損しているかどうかを評価することが要求されます。定性的な評価に基づき持分投資が減損している場合、事業体は帳簿価額が公正価値を超過する金額に相当する減損を計上することを要求されます。事業体はかかる減損が一時的でないものかどうかを評価することを要求されなくなりました。



### Connecting the Dots

ASU 2016-01の適用前は、持分法投資として会計処理されない市場性ある持分証券は、(1) トレーディング目的保有(公正価値の変動が損益に認識される)または(2) AFS(公正価値の変動がOCIに認識される)のいずれかに分類されます。AFS投資について、公正価値の変動はOCIに累積され、その投資が売却されるか、または一時的でない減損が生じるまで、損益に認識されません。持分法投資以外の市場性のない持分証券に対する投資は、公正価値オプションが選択される場合を除き、取得原価(減損控除後)で測定されます。さらに、ASU 2016-01の適用前に、保険事業体は、市場性のない持分証券の公正価値の変動をOCIに認識しています。ASU 2016-01の適用後、持分証券はAFSとして、または保険特有のガイダンスに従って、OCIを通じて会計処理することができなくなり、公正価値で計上され、公正価値の変動は損益に認識される(市場性のない証券に関して測定の代替法を選択する場合を除く)ため、そのような投資を保有している事業体では利益に著しい変動が生じ得ます。

2018年2月に、FASBは、ASU 2018-01の一定の側面を明確化するASU 2018-03を発行しました(以下の[テクニカルな訂正](#)をご覧ください)。具体的に、ASU 2018-03は、ASU 2018-01により差し替えられるASC 944-325-35-1のガイダンスを適用する保険事業体は、現在AOCIIにある金額を認識する将来に向かった移行アプローチを適用し、選択した方法は、(ASC 944-325-35-1に基づいて会計処理する)容易に決定可能な公正価値のない持分証券の母集団全体に適用しなければならない旨を明確化しています。移行法の設例については、デロイトのFASB Accounting Standards Codification Manualの321-10-35 (Q&A 05)、Transition Guidance for Insurance Entities With Equity Securities Without a Readily Determinable Fair Valueをご覧ください。

## 商品固有の信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動

公正価値オプションが選択されている金融負債(デリバティブ商品を除く)について、当該修正は、商品固有の信用リスクに関連する公正価値の変動を、事業体がOCIにおいて個別に認識することを要求しています。当該ガイダンスは、公正価値の変動合計のうち基礎的な市場リスク(無リスク金利など)の変動により生じる金額を超過する部分は商品固有の信用リスクに起因している可能性があるとしていますが、同時に事業体が商品固有の信用リスクの決定に用いることのできるその他の手法もあり得ると認めています。

## AFS負債証券に関連する繰延税金資産(DTA)に対する評価性引当金

この新たなガイダンスは、AFSとして分類された負債証券に関連するDTAに対する評価性引当金の必要性の評価に関する実務上の多様性を排除しています。ASU 2016-01の適用前は、事業体はこの評価を、他のDTAとは区分して、またはそれらと合算して、のいずれかにより実施することが可能です。ASU 2016-01は、事業体が「事業体の他の[DTA]と合算して、[AFS]証券に関連する[DTA]に対する評価性引当金の必要性を評価」しなければならないことを明確化しています。

## 開示要求の変更

非PBEについて、当該修正は、償却原価で測定される金融商品の公正価値を開示する要求を廃止しています。加えて、PBEは、かかる金融商品について、(1) 公正価値の見積りに用いた手法および重要な仮定に関連する情報、または (2) 公正価値の見積りに用いた手法および重要な仮定の変更の内容を開示することを要求されません。また当該ガイダンスは、開示の目的においてローンの公正価値の見積りに係る「入口」価格の概念を認めるものと解釈されていたASC 825の要求を廃止することにより、米国会計基準を明確化しています。当該修正は、PBEがASC 820の出口価格の概念に従って公正価値を開示することを要求しています。加えて、すべての事業体は、(1) 測定カテゴリ（すなわち、償却原価または公正価値—純利益またはOCI）別、および (2) 金融資産の形態（すなわち、有価証券とローン／受取債権）別に分類されたすべての金融資産および金融負債を、財政状態計算書に個別に表示するか、または財務諸表の注記において個別に開示することを要求されます。

## テクニカルな訂正

2018年2月、FASBは、[ASU 2018-03](#)を発行しました。これは、ASU 2016-01の特定の側面を明確化するものです。ASU 2018-03の修正の要約は以下の通りです。

- **公正価値を容易に決定できない持分証券** — ASU 2018-03 では、公正価値を容易に決定できない持分証券の測定に測定の代替法を選択している事業体が当該選択を変更し、代わりに当該証券を、ASC 820に従い公正価値で測定することを選択できる旨を明確化しています。この選択は取消不能であり、当該証券および同じ発行体のすべての同一または類似の証券に適用されます。この選択を行った場合、事業体は、今後購入する同じ発行体のすべての同一または類似の証券を、ASC 820に従い公正価値法により測定する必要があります。

また、ASU 2018-03では、公正価値を容易に決定できない有価証券に測定の代替法を適用する場合、事業体は観察可能な取引との調整を行い、観察可能な取引が行われた日（当報告日ではなく）現在の当該証券の公正価値を反映させる必要があります。

- **先渡契約および買建オプション** — ASU 2018-03では、持分証券に係る先渡契約および買建オプションの観察可能な価格の変動または原証券の減損が生じた場合には、当該先渡契約および買建オプションの公正価値全体を再測定することになる旨を明確化しています。
- **公正価値オプションにより測定する一定の負債に関する表示の要求** — ASU 2018-03 では、ASC 815-15またはASC 825-10に従い公正価値オプションを選択している金融負債（デリバティブを除く）の商品固有の信用リスクに係る公正価値の変動は、OCIに別途認識することを事業体に要求する旨（前述の**商品固有の信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動**をご覧ください）を定めています。

- **外貨建負債の測定のための公正価値オプションの選択** — ASU 2018-03では、事業体が機能通貨以外の通貨建ての金融負債の測定に公正価値オプションを選択する場合、(1) 当該負債の公正価値の変動額のうち商品固有の信用リスクの変動に起因する部分を、当該金融負債の公正価値の変動合計額と区分して表示する際に、まず当該信用リスクの変動に起因する部分を当該機能通貨以外の通貨で測定し、(2) 次に、当該負債の公正価値の変動額の両部分を期末の直物レートにより機能通貨建てに再測定する必要があることを明確化しています。
- **公正価値を容易に決定できない持分証券に関する経過措置ガイダンス** — ASU 2016-01では、公正価値を容易に決定できない持分証券に関する本修正は、将来に向かって適用されなければならないとしています。ASU 2018-03では、このASU 2016-01の将来に向かって適用するアプローチは、公正価値を容易に決定できない持分証券のうち測定の代替法を選択したものについてのみ適用すべき旨を明確化しています。また、ASU 2018-03では、ASC 944の対象となる保険事業体がASU 2016-01を公正価値を容易に決定できない持分証券に適用する場合には、適用日後に取得等を行った持分証券に適用する方法 (prospective transition method) を用いるべきとしています。当該事業体は、この方法を、測定の代替法を選択した持分証券全体に一貫して適用する必要があります。

さらに、以下の項目に対して ASU 2016-01が行った修正を明確化するASU案が2018年11月に発行されました。(1) ASC 320-10 および ASC 321-10の医療厚生制度への適用可能性、(2) PBE以外の事業体に対するHTM負債証券に係る開示要求、(3) ASC 820のASC 321の測定の代替法への適用可能性および (4) 持分証券の取得日の為替レートによる再測定。

PBEについては、ASU 2018-03のこれらの修正は、2017年12月15日より後に開始する事業年度および2018年6月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。なお、事業年度が2017年12月15日と2018年6月15日の間に開始するPBEについては、2018年6月15日より後に開始する期中期間まで当該修正の適用は要求されません。また、事業年度が2018年6月15日と2018年12月15日の間に開始するPBEについては、ASU 2016-01の修正を適用するまで、これらの修正の適用は不要となります。

その他のすべての事業体の発効日は、ASU 2016-01の発効日と同一となります。ASU 2018-03の早期適用は、2017年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)に、すべての事業体に認められています(ただし、ASU 2016-01を適用していることが条件となります)。

## ヘッジ

### ヘッジ活動に関する会計処理の的を絞った改善

#### 背景

2017年8月、FASBはASC 815におけるヘッジ会計の認識および表示の要求を変更するASU 2017-12を発行しました。本ASUの発行におけるFASBの目的は、(1) 事業体のヘッジ関係に係る財務報告をリスク管理活動に一層整合させることにより、財務諸表利用者に伝達する当該リスク管理活動に関する情報の透明性および理解可能性を高めること、(2) 財務諸表作成者のヘッジ会計の複雑性を低減し、適用の簡素化を図ることにあります。

本ASUは、PBEについては、2018年12月15日より後に開始する事業年度およびその期中期間より発効しています。その他のすべての事業体については、本ASUは、2019年12月15日より後に開始する事業年度および2020年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。



事業体は、本ASU発行後の期中期間および年次期間において、この新ガイダンスを早期適用することが認められます。本ガイダンスを期中期間に早期適用する事業体は、当該期中期間を含む事業年度の期首現在で移行時調整を計上しなければなりません。

## ヘッジ会計モデルの主な変更

ASU 2017-12は、ヘッジ会計モデルのさまざまな改善を行っています。例えば、本ASUでは、以下が行われています。

- 毎期ヘッジの非有効部分を区分して認識するという概念を廃止
- ヘッジ有効性の評価から除外した構成要素の償却を事業体に許容
- ヘッジ手段および関連するヘッジ対象に関する認識および表示の要求を明確化
- ヘッジの当初の将来に向かっての定量的有効性評価の実施時期を緩和
- 特定のヘッジについてヘッジの定性的有効性評価を許容
- ショートカット法およびクリティカル・ターム・マッチ法を適用する事業体に追加の緩和を提供
- 変動利付金融資産または負債のキャッシュ・フロー・ヘッジについて、ベンチマーク金利の概念を契約上の特定の金利に置換え
- 許容される米国のベンチマーク金利の一覧を拡大して、米国証券業金融市場協会(SIFMA)のミュニシパル・スワップ金利を追加
- 金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象の公正価値の変動の測定に、契約上のキャッシュ・フローのベンチマーク金利要素を使用することを事業体に許容
- 期限前償還条項付金融商品の金利リスクの公正価値ヘッジにおいて、事業体がヘッジの有効性評価を行いヘッジ対象の帳簿価額を修正する際に、ベンチマーク金利の変動が債務者の当該ヘッジ対象を期限前償還する判断に与える影響のみを考慮することを許容
- 一部期間の金利リスクの公正価値ヘッジの実施を許容
- 期限前償還条項付資産のクローズド・ポートフォリオの公正価値ヘッジにおいて、指定した「ラスト・オブ・レイヤー」につきヘッジを行うことを事業体に許容
- 契約上特定された非金融資産の構成要素をヘッジ対象に指定することを事業体に許容
- 開示要求を拡大

ASU 2017-12が提供する1回限りの移行時の選択および当該選択の適用期限の詳細を含むASU 2017-12に関する追加情報については、デロイトの2017年8月30日付 [Heads Up](#) をご覧ください。

## 導入に関する動向

業界団体、会計事務所、基準設定主体、および規制当局は、ASU 2017-12の導入上の論点に関して、引き続き議論を行っています。FASBは、2018年に複数回会合を開き、これらの導入上の論点について討議を行いました。FASBがこれらの会合で表明した暫定的見解に関する情報は、デロイトの2018年2月20日、4月10日および9月12日付のjournal entryをご覧ください。

上記の会合の結果、(1) FASBは金融商品に関するコーディフィケーションの改善であるASU案を発行するとともに、(2) FASBスタッフはFASBのウェブサイトにて一定のスタッフ解釈指針を掲載しています。

本ASU案は2018年11月19日に発行されています(コメントの期限は2018年12月19日でした)。当該修正案のうち、ヘッジのガイダンスに関する修正案では以下を取り上げています。

- 金利リスクの公正価値ヘッジ(一部期間の公正価値ヘッジを含む)に関する論点
- 非営利事業体および一定の非公開会社向けの範囲および会計処理
- 経過措置ガイダンス

また、当該FASBスタッフの解釈指針は、以下のようなASU 2017-12の導入に関する一定の専門的質問に対処するものとなっています。

- 「[期限前償還条項付金融商品に関する会計基準アップデート2017-12 のスタッフ解釈指針](#)」 — この一連の解釈指針では、ASU 2017-12に準拠した場合、どのような種類の金融商品が期限前償還条項付と判断されるのか(また特例処理の要件を満たすのか)を明確化しています。この解釈指針では、以下の特徴が、期限前償還条項付とみなされる条件を満たすかどうかについて分析を行っています。
  - 現在行使可能な期限前償還条項
  - 時期に基づく不確実性
  - 事象に基づく不確実性
  - 金利に関連する不確実性
  - 転換条項
  - 信用に関連する不確実性(期限の利益喪失条項)

また、当該解釈指針では、HTM証券からAFS区分への振替に関する経過措置ガイダンスも明確化しています。

- 「[FASBの2018年9月5日の会合で討議された会計基準アップデート2017-12に関して受領した専門的質問に関するスタッフ解釈指針](#)」 — この2つ目の解釈指針については、デロイトの2018年9月12日付 [journal entry](#) で詳しく説明を行っていますが、ここでは以下の論点を取り上げています。
  - 外貨建ての純投資ヘッジに関するヘッジの有効性評価の方法の変更
  - ヘッジの当初の定量的有効性評価の実施時期
  - 公正価値ヘッジおよびキャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象の同時の指定
  - ラスト・オブ・レイヤーのヘッジにおけるクローズド・ポートフォリオ内の資産の売却または当該ポートフォリオからの移動
  - 予備的な長期ヘッジの有効性評価の方法に関する文書化
  - 予定されている債券発行のキャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象リスクに関するガイダンスの変更
  - 前期情報の組替

また、FASBは2018年3月28日の会合で、ラスト・オブ・レイヤー法に関する狭い範囲のプロジェクトをアジェンダに追加することを決定しました。FASBのウェブサイトの[project update page](#) に記載の通り、当該プロジェクトは現在最初の審議を行っており、以下が取り上げられる見込みです。

- [ベースス・アジャストメント](#) — 具体的に、このプロジェクトでは、事業体がラスト・オブ・レイヤーのベースス・アジャストメントをクローズド・プール内の個々の資産またはサブポートフォリオに、どのように、いつ配分することが認められる、または要求されるかを取り上げる。

- ・ **ラスト・オブ・レイヤーの複合ヘッジ** — 具体的に、このプロジェクトでは、事業体がクローズド・ポートフォリオに複数レイヤーのヘッジ戦略を適用できるかについて調査する。

FASBは2018年3月28日の会合で、以下についても決定しました。

- ・ さまざまなセクションの利害関係者から構成されるプロジェクト・リソース・グループの編成を支援し、(1) 非金融資産に係る契約上特定された構成要素の変動に起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジ、および(2)その他ヘッジ関連のトピック(必要に応じて)に関するFASBのガイダンスの導入をモニターする。
- ・ FASBスタッフに、「ヘッジ対象リスクの概念の変更」に関して考えられる今後のコーディフィケーションの改善について、外部からのフィードバックを入手するよう指示する。このトピックの明確化の可能性に関しては、この3月の会合で討議が行われており、デロイトの2018年4月10日付[journal entry](#)で要約されています。

## ヘッジ会計目的のベンチマーク金利としての担保付翌日物資金調達金利の翌日物インデックス・スワップ金利の導入

2018年10月、FASBはASU 2018-16を発行しました。これは、ASC 815に基づくヘッジ会計において、担保付翌日物資金調達金利(SOFR)の翌日物インデックス・スワップ(OIS)金利を米国のベンチマーク金利として使用することを事業体に認めるものです。当該ASUでは、SOFRを基礎とするOIS金利を「[SOFR](翌日物金利)を参照する変動金利のレグを有し、当該変動金利のレグのSOFRにスプレッドの上乗せのない、米ドルの、一定額面金利スワップに係る固定金利」と定義しています。この固定金利に基づく固定キャッシュ・フローの現在価値が変動キャッシュ・フローの現在価値と等しくなるため、当該固定金利は、当初の公正価値がゼロとなるように算定されたレートとなります。

ASU 2017-12を未適用の事業体は、ASU 2017-12を適用する際にASU 2018-16の適用も必須となります。ASU 2017-12を適用済みの事業体については、ASU 2018-16の発効日は以下のようになります。

- ・ PBEについては、2018年12月15日より後に開始する事業年度およびかかる事業年度の期中期間
- ・ その他のすべての事業体については、2019年12月15日より後に開始する事業年度およびかかる事業年度の期中期間

早期適用は、本ASU発行後のいずれの期中期間からでも認められています。事業体は本ASUを、「適用日以降に締結した、新規のまたは再指定したヘッジ関係について」将来に向かって適用することになります。

ASU 2018-16の追加情報については、デロイトの2018年11月7日付[journal entry](#)をご覧ください。

FASBの[ウェブサイト](#)に記載の通り、FASBは、別のプロジェクトをアジェンダに追加し、「LIBORから離れるという市場全体の変化に伴い必然となる会計基準の変更について広範な検討を行う(LIBORを参照する既存のヘッジ関係に関する変更を含むがこれに限定されない)」ことも決定しました。

## 債権—返金不能な手数料およびその他のコスト

### ASU 2017-08の背景および主要な規定

2017年3月、FASBは、プレミアム価格で購入し保有する一定の償還可能債券の償却期間を修正し、当該期間を最も早いコール日までに短縮するASU 2017-08を発行しました。

ASC 310-20の現行のガイダンスのもとでは、事業体は償還可能債券のプレミアムを、一般に当該金融商品の契約期間(満期日までの期間)にわたり、利回りの調整として償却しています。したがって、事業体は元本の期限前償還を考慮していないため、プレミアム価格で購入し保有する償還可能債券につき債務者が期限前償還を行使する際には、未償却プレミアムは損益に損失として計上されます。

修正後は、一定の購入された償還可能債券のプレミアムを、当該プレミアムがどのように生成されるかにかかわらず(例えば、DACおよび公正価値ヘッジの累積的調整額により、償還可能債券の償却原価基準額は額面金額を超えて増加します)、最初のコール日までに償却することが事業体に要求されます。したがって、事業体は、プレミアム価格で購入し保有する償還可能債券につき債務者が期限前償還を行使する際、今後は損益に損失を認識することがなくなります。



### Connecting the Dots

ASU 2017-08のもとでは、事業体が債務証券の額面金額を上回るコール価格までプレミアムを償却した場合に(例えば、債務証券は最初のコール日には額面金額に対してプレミアム価格で期限前償還できるので)、債務証券が最初のコール日に期限前償還されない時は、事業体は債務証券の支払条件を使用して利回りを再設定する必要があります。当該証券に将来のコール日が追加的に設定されている場合、事業体は、償却原価の基礎が次のコール日に発行体によって償還される金額を上回るかどうかを検討する必要があります。償却原価基準額が償還可能金額を上回ると事業体が判断する場合、事業体はその超過額を次のコール日までに償却する必要があります。

## 範囲

ASU 2017-08の適用範囲にある購入された償還可能債券は、予め決定された日に固定価格で行使できる、明示的で無条件の期限前償還の特性を含むものです。本ASUは、事業体がASC 310-20-35-26に基づき期限前償還額を見積ることを選択できるかどうかに影響しないので、修正後のガイダンスは、(1) 購入された償還可能債券にASC 310-20-35-26を適用し、(2) 期限前償還額を利息法により見積る事業体には影響を及ぼしません。

さらに、ASU 2017-08は、以下のものには適用されません。

- 債務証券の定義に合致しないローンおよびその他の金融債権
- ディスカウント価格で購入し保有する債務証券(ディスカウントは当該金融商品の満期までの契約期間にわたり利回りの調整として引き続き償却される)
- プレミアム価格で購入し保有する債務証券のうち、コール日またはコール価格が事前に知らされていないもの。これには、期限前償還の特性を備えた債務証券で期限前償還日が事前に決定されていないもの(すなわち、即時に期限前償還できる金融商品)が含まれる。その結果、以下のプレミアム価格で購入し保有する債務証券は、本ASUの適用範囲から除かれる。
  - 公正価値で期限前償還できる債務証券
  - 将来の利払額の現在価値に基づく補償条項を反映した金額で期限前償還できる債務証券
  - モーゲージ担保証券を含む資産担保債務証券(この場合の早期返済は、発行体による債務証券自体を期限前償還する決定ではなく、証券化の裏付資産の期限前償還に基づく)
- プレミアム価格で購入し保有する、条件付で期限前償還できる債務証券

## 発効日および経過措置

ASU 2017-08は、PBEについては、2018年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。その他のすべての事業体については、本基準は、2019年12月15日より後に開始する事業年度および2020年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。早期適用は、期中期間での適用を含めて、すべての事業体に認められます。事業体が期中期間に本ASUを早期適用する場合、その調整はすべて、当該期中期間を含む事業年度の期首現在で反映されなければなりません。

本ASUの適用に当たっては、事業体は修正遡及アプローチを適用して、適用期間の期首現在の利益剰余金に対して累積的影響額の調整を認識しなければなりません。事業体はまた、適用期間において会計原則の変更に関する開示を行うことが要求されます。

## 公正価値測定の開示

### 背景

2018年8月、FASBは、ASU 2018-13<sup>5</sup>を発行しました。これは、ASC 820の公正価値測定に関する開示要求を変更するものです。本ASUの修正は、FASB概念基準書「財務報告に関する概念フレームワーク 第8章：財務諸表に対する注記」(2018年8月にFASBにより最終化)と呼ばれる広範な開示プロジェクトの結果行われたものです。FASBは、この概念基準書を用いて、ASC 820の開示要求の有効性について改善を行いました。

### ASU 2018-13 の概要

下表は、ASU 2018-13の適用時に発効となる、ASC 820の公正価値測定に関する開示要求の修正を要約したものです。本ASUによるASC 820の変更が適用されるかは、事業体が非公開事業体<sup>6</sup>であるかどうかによって異なります。

ASC 820の変更の要約	適用の有無	
	非公開事業体以外	公開事業体
<b>新たな開示要求：</b>		
報告期間末に保有している経常的なレベル3の公正価値測定に係るOCIに含まれる未実現損益の変動額	有	無
レベル3の公正価値測定について、重大な観察可能でないインプットの範囲および加重平均値の開示を明確に要求	有	無 <sup>7</sup>

<sup>5</sup> ASU 2018-13に関する追加情報については、デロイトの2018年8月31日付 [Heads Up](#) をご覧ください。

<sup>6</sup> ASCマスター用語集では、非公開事業体を「以下のいずれの条件にも該当しない事業体」と定義しています。

- 当該事業体の負債証券または持分証券が、株式市場(国内外)または店頭市場のいずれかの公開市場で取引されている(地方または地域のみで取引されている証券を含む)。
- 公開市場(国内外の株式市場または店頭市場(地方または地域市場を含む))で取引されているコンデュイット負債証券のコンデュイット債券債務者である。
- あらゆる種類の債券または持分証券の公開市場での売出に備え規制当局に届出を行っている。
- 証券取引委員会への財務諸表の提出または提供が義務付けられている。
- 上記(a)から(d)までの要件に該当する事業体により支配されている。

<sup>7</sup> 非公開事業体は、引き続きASC 820-10-50-2(bbb)(2)の定量的要求の対象ですが、ASC 820-10-50-2(bbb)(2)(i)の要求は対象外となります。

(表の続き)

ASC 820の変更の要約	適用の有無	
	非公開事業体以外	非公開事業体
<b>廃止された開示要求:</b>		
レベル1とレベル2の間の振替額および振替理由	有	無 <sup>8</sup>
レベル3の公正価値測定の評価プロセス	有	有
公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替時点に関する方針	有	有
報告期間末に保有している経常的なレベル3の公正価値測定に係る損益に含まれる未実現損益の変動額	無	有
<b>修正後の開示要求</b>		
事業体による裁量の適切な行使を促進するために、「事業体は少なくとも開示を行わなければならない」という表現から「少なくとも」を削除	有	有
経常的なレベル3の公正価値測定に関する期首残高から期末残高への調整表に代えて、レベル3への振替およびレベル3からの振替ならびにレベル3の資産の購入およびレベル3の負債の発行についての開示の許容	無	有
測定の不確実性に関する開示は、報告日現在の測定の不確実性に関する情報を伝達するものであることを明確化	有	無 <sup>9</sup>
純資産価額を算定している特定の事業体に対する投資に関して、投資先の資産の清算時期および償還制限がなくなる日を投資先が事業体に公に伝達していた場合に限り、それらの開示を要求	有	有

## 発効日および経過措置

すべての事業体について、ASU 2018-13は、2019年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。早期適用は、本ASUの発行時から認められます(財務諸表が未発行であるか、または発行可能でない期中期間への早期適用を含む)。この選択を行った事業体は、前述の廃止または修正された開示要求<sup>10</sup>の早期適用と、新たなすべての開示要求<sup>11</sup>の発効日までの適用延期が認められます。

<sup>8</sup> 現行の米国会計基準では、非公開事業体はこの開示要求が免除されています。したがって、当該ASUによるこの開示要求の削除や修正が非公開事業体に与える影響はありません。

<sup>9</sup> 脚注8をご覧ください。

<sup>10</sup> ASC 820-10-65-12(c)をご覧ください。ここでは、「事業体は、820-10-50-2(bb)項、(c)(3)項、(f)項および(g)項、820-10-50-2G項、ならびに820-10-50-6A(b)項および(e)項の廃止または修正された開示の早期適用が認められる」旨について記載されています。

<sup>11</sup> ASC 820-10-65-12(c)をご覧ください。ここでは、事業体は「発効日に、820-10-50-2(bbb)(2)(i)項および(d)項の新たな開示を適用」できる旨について記載されています。

本ASUでは、新たな開示要求((1) OCIに含まれる未実現損益の変動額、(2) 重大な観察可能でないインプットの範囲および加重平均値)につき、将来に向かって(適用初年度に表示する直近の期中期間または事業年度に)適用する方法を用いることを要求しています。また本ASUでは、測定の不確実性に関する文章による説明の要求事項の変更に伴う開示の修正についても、将来に向かって適用することを要求しています。本ASUで行われたその他のすべての修正による影響は、全表示期間<sup>12)</sup>に遡及的に適用する必要があります。

## リース

### 背景

FASBは2016年2月に、リースの会計処理に関する新たな基準であるASU 2016-02(ASC 842において成文化)を発行しました。昨年の出版物で説明したように、新たなリース基準を発行する主な目的は、借手によるオペレーティング・リースのオフバランスの取扱いに対処することです。本基準の借手のモデルは、短期リース<sup>13)</sup>(すなわち、リース期間が12カ月未満のリース)を除くほぼすべてのリースをオンバランスする使用权(ROU)資産アプローチを適用することを借手に要求しています。本アプローチのもとでは、借手は(キャピタル・リースに関する現行のアプローチに類似する方法で)リース期間における原資産の使用权を表すROU資産および対応するリース負債を計上します。

新たなリース基準の展開は、FASBとIASBとのコンバージェンス・プロジェクトとして始まりました。本プロジェクトはコンバージェンスに対する取組みであり、両審議会は共同討議を実施しましたが、両審議会のそれぞれのリース基準の間にはいくつかの顕著な差異が存在します<sup>14)</sup>。最も重要な差異のひとつはリースの分類に関連するものです。FASBの基準のもとでは、事業体はリースをオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースのいずれかとして分類することができます。しかしながら、IASBの基準のもとでは、事業体はすべてのリースをファイナンス・リースとして分類することになります。



### Connecting the Dots

ASU 2016-02は、リースを「対価と交換に、一定期間にわたり、特定された有形固定資産(特定された資産)の使用を支配する権利を引き渡す契約または契約の一部」として定義しています。この定義は簡潔に見えますが、リースの完全な母集団を識別するには判断が極めて重要になります。一見では、ある契約はリースに関する従来の理解に合致しないように見える可能性があります(例えば、特定の建物のリース)。

しかしながら、事業体はこれらの契約を評価し、契約の全体または一部が有形固定資産の使用权を引き渡しているか否かを判定しなければなりません。ASU 2016-02のもとでは大部分のリースは「オンバランスで」認識されるため、例えば、サービス契約において、誤ってリースを識別しない財務諸表上の影響はASC 840によるものよりもはるかに重要になります。

<sup>12)</sup> ASC 820-10-65-12(b)をご覧ください。ここでは、「事業体は、本項に関連する未確定の内容を、全表示期間に遡及適用しなければならない。ただし、820-10-50-2(d)項の未実現損益の変動額、820-10-50-2(bbb)(2)(i)の範囲および加重平均値の開示、ならびに820-10-50-2(g)項の測定の不確実性に関する文章による説明についての規定は、適用初年度に表示する直近の期中期間または事業年度に限り将来に向かって適用されるため、除外される」旨について記載されています。

<sup>13)</sup> 借手が短期リースをオンバランスで会計処理しない会計方針を選択していることを前提とします。

<sup>14)</sup> IASBは、2016年1月にIFRS第16号「リース」を発行しました。

## リースの定義およびリースの会計処理ガイダンスの適用範囲

FASBは最終的に、ASU 2016-02の発行時に、リースの定義またはリースの会計処理ガイダンスの適用範囲を大幅に変更しようとはしませんでした。一定の取決めが新リース基準のもとでリースとして適格かどうかに関連する論点が提起されました。具体的には、利害関係者が、土地の地役権は(通常、特定の目的のために不動産の使用権または不動産へのアクセス権を事業体に付与するため)リースの定義を満たすかについて質問しました。FASBスタッフおよび審議会メンバーの小集団は、さまざまな利害関係者と円卓会議を開き、土地の地役権の現行の会計処理およびこれらの取決めに対するASC 842の適用において認識される課題について知識を深めました。

こうした議論や利害関係者の照会に対応して、FASBは2018年1月に、特に土地の地役権に関してASU 2016-02のガイダンスを明確化するためにASU 2018-01を発行しました。ASU 2018-01は、ASC 842-10-65-1(gg)の経過措置の軽減を提供し、従前にASC 840に基づく会計処理をしていなかったすべての既存の土地の地役権にASC 842を適用しない実務的簡便法の選択を事業体に認めています。

## リースと非リースの構成部分

借手と貸手は、取決めのリース構成部分と非リース構成部分(提供されるサービスなど)に区分し、取引価格の合計をそれぞれの部分に配分する必要があります。貸手は、新たな収益認識基準におけるガイダンスに従って、この配分を行うこととなります。他方借手は、(観察可能な独立価格を用いるか、価格が観察可能でない場合は、独立価格の見積りを用いることにより)独立価格の比率に基づいてこの配分を行います。ただし、ASU 2016-02は、「実務的簡便法として、借手は、原資産の種類別の会計方針の選択として、非リース構成部分をリース構成部分から分離せずに、それぞれ別個のリース構成部分と当該リース構成部分に関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理することを選択できる」としています。

ASU 2016-02は、貸手に対し類似する実務的簡便法を提供しませんでした。2018年7月に、FASBは、一定の条件を満たす場合にリース構成部分と非リース構成部分を結合する選択をし、リース構成部分と非リース構成部分のどちらが主であるかによって、ASC 842またはASC 606に基づいて結合した単一の構成部分を会計処理することを貸手に認めるASU 2018-11を発行しました。



### Connecting the Dots

#### 財またはサービスの移転

ある金額をリース構成部分として識別した場合、その金額はROU資産および負債の測定に含まれます。ある活動を別個の非リース構成部分とすべきかどうかを評価する際、事業体は、その活動によって別個の財またはサービスが借手に移転するかどうかを検討しなければなりません。例えば、メンテナンスサービス(共有スペースのメンテナンスサービスなど)と、消費するのは借手だが貸手が料金を負担する公共サービスは、それぞれ別個の非リース構成部分になります。これは、仮に財またはサービスが借手に移転していなければ借手はこれらのサービスに関して、別個の契約を締結しなければならないためです。しかし、固定資産税や保険の支払いについては、別個の財またはサービスが借手に移転しないため、別個の非リース構成部分とみなされず、実務的簡便法を適用しない場合、リース構成部分と非リース構成部分に配分しなければなりません。

#### 当初直接コスト

リースの借手は、ROU資産の計算に、リースに伴う当初直接コストを含めることとなります。また、貸手は、引き続き、現行の要求に従って当初直接コストを会計処理することとなります。しかしながら、新基準に基づく当初直接コストの定義はより制限的で、リースの締結に伴う増分コストについて、当該リースが取得されなければ事業体が負担することはなかったであろう当該増分コストのみが含ま



れます。この定義は、新たな収益認識基準(ASU 2014-09)における増分コストの定義と整合性がとれた内容となっています。したがって、リースを取得するための手数料や既存の賃借人への支払いなどの費用は、当初直接コストとみなされます。反対に、配分された内部費用やリース契約の交渉・締結にかかるコスト(例えば、法務アドバイスや税務アドバイスを獲得するために支払った専門家報酬)などは、この定義に該当しないことになります。

## 借手の会計処理

FASBおよびIASBは、借手がリース開始時にROU資産と対応するリース負債を計上すべきであるということに合意しているものの、借手の事後の会計処理に関して異なるアプローチを支持しています。FASBは、現行のIAS第17号におけるリースの分類規準に類似した規準を使用して借手がリースを分類する、二重モデル・アプローチを選択しました。IAS第17号のもとでは、現行の米国会計基準のような「明確な線引き」(例えば、ASC 840における公正価値の90%テスト)は存在しません。ファイナンス・リースとみなされるリース(現行のキャピタル・リースの大半がファイナンス・リースに適格になると見込まれています)に対し、借手は、ファイナンス購入契約と類似の方法でリースを会計処理します。すなわち、借手は利息費用とROU資産の償却を認識し、これは一般的にリースの初期期間においてより多くの費用を計上する結果となります。オペレーティング・リースとみなされるリース(現行のオペレーティング・リースの大半が引き続きオペレーティング・リースに適格になると見込まれています)に対し、借手はリース費用総額を定額で認識します。リースの両方のタイプに関して、借手は、原資産に対する持分に係るROU資産と対応するリース負債を計上します。



### Connecting the Dots

このリース会計に関するガイダンスにより、現在は不動産リースをオペレーティング・リースとして会計処理している保険事業体は著しい影響を受ける可能性があります。借手は、かかる取決めを財政状態計算書に計上しなければなりません。二重分類モデルは、「オン」または「オフ」バランスの取扱いではなく、むしろ対応する費用およびキャッシュ・フローの特徴付けを促すものです。

歴史的にみて、多くの大手保険会社は、リースを財務諸表上では重要でないと考えてきたかもしれませんが、ASC 840に基づくオペレーティング・リースの測定とASC 842に基づくオペレーティング・リースの測定との間の顕著な差異の結果として変わっていく可能性があります。

## 貸手の会計処理

両審議会は、関係者のフィードバックについて検討し、現行の貸手の会計処理モデルに重要な変更を加えないことを決定しました。むしろ両審議会は、ASC 840およびIAS第17号の現行のキャピタル・リースおよびオペレーティング・リースのモデルと類似のアプローチを採用することに合意しました。しかしながらFASBは、米国会計基準の分類要求をIAS第17号の規準に整合させる決定を行いました。加えてFASBは、現行のセールスタイプ・リースに類似するリースについて、契約が新たな収益認識ガイダンス(ASC 606)のもとで売却として適格となったであろう場合においてのみ、貸手が取引に係る利益を計上することを認める決定を行いました。



### Connecting the Dots

保険会社は、運用収益を得るためにレバレッジド・リースの取決めに投資する場合があります。レバレッジド・リースの取決めに関するFASBの決定により、保険会社は、最終ガイダンスの採択後の新たなレバレッジド・リース契約については、レバレッジド・リースに特別に認められていた会計処理を適用することができなくなります。代わりに、レバレッジド・リースを2つの別個の取決めとして会計処理することが要求されます。

## リースにおけるオプション

従前のリース会計のガイダンスのもとでは、事業体は期間更新オプション、購入オプションおよび解約オプションを行使する予定であるかどうかを評価するよう要求されています。しかし、リースの分類の変更が生じる場合を除き、そのようなオプション行使の予定に関する結論が関連するリースの会計処理に著しい影響を与えることは通常ありません。他方、新リース基準のもとでは、リース期間に関する結論および購入または解約オプションの行使に関連するすべての支払は、貸借対照表におけるリース負債の測定に伴い財務諸表により重要な影響を与える可能性があります。借手がオプションを行使することが「合理的に確実」である場合、そのオプション行使により生じる影響はリース負債の測定に含まれます。



### Connecting the Dots

ASU 2016-02の導入時には、重要な判断が要求され、リース（組込リースを含む）の母集団の全体の識別に関連する領域において特に、内部統制を詳細に検討する必要があります。従前のGAAPに基づきそのような結論のレビューをあまり重視してこなかった事業体は、これら主要な領域における適切な結論を支える適切なプロセスおよび統制を確実に確立しなければなりません。

## ASU 2016-02発行後の他のテクニカルな改善

2018年、利害関係者がASU2016-02の発効日までにさまざまな導入上の論点を提起したことを考慮し、FASBは、本ASUのガイダンスを明確化するために複数のASUを発行しました。以下の表はこれらのASUを要約しています。修正の一部は狭い範囲であり、保険業界の事業体に影響を及ぼさないと見込まれています。

発行日	ASU	説明
2018年1月25日	2018-01	現行の土地の地役権に対する実務的簡便法。追加情報については、デロイトの <a href="#">A Roadmap to Applying the New Leasing Standard</a> をご覧ください。
2018年7月19日	2018-10	狭い範囲の16の改善。追加情報については、デロイトの2018年8月7日付 <a href="#">Heads Up</a> をご覧ください。
2018年7月30日	2018-11	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較期間の経過措置の軽減（詳細は以下で説明）。</li> <li>リース構成部分および非リース構成部分を分離しないという貸手に対する実務的簡便法。追加情報については、デロイトの2018年8月7日付<a href="#">Heads Up</a>をご覧ください。</li> </ul>

加えて、2018年12月に、FASBは審議を終え、売上税および他の類似する税金ならびに借手が支払う貸手のコストに係る貸手向けの狭い範囲の改善を規定するASU 2018-20を発行しました。

## 発効日および経過措置

ASU 2016-02は、PBEについては、2018年12月15日より後に開始する年次期間（その期中期間を含む）より発効します。他のすべての事業体については、当基準は、2019年12月15日より後に開始する年次期間およびその後の期中期間より発効します。早期適用は認められます。

しかし、上述した通り、2018年7月に、FASBは、事業体に追加の経過措置の選択を提供するASU 2018-11を発行しました。この新たな選択（「840に基づく比較数値の選択」）のもとでは、事業体は、移行時に比較期間を修正再表示しない選択をすることができます。実質的に、ASU 2018-11は、ASC 842を未適用の事業体に、適用開始日を適用期間の期首に変更することを認めています。したがって、暦年による年度末を使用するPBEが、2019年1月1日にASU 2016-02を適用する場合、2017年1月1日ではなく、2019年1月1日を適用開始日として使用することになります。

そうすることで、事業体は以下を行うこととなります。

- 比較期間にASC 840を適用する。
- 引き続きASC 840に従って表示するすべての期間について、ASC 840の要求する開示を提供する。
- 2019年1月1日現在の利益剰余金に対する累積的影響額の調整として、ASC 842の適用による影響額を認識する。

840に基づく比較数値の選択を選択する場合、事業体は以下を行いません。

- ASC 842の適用による影響額に関して、2017年および2018年を修正再表示する。
- 2017年および2018年に関してASC 842の要求する開示を提供する。
- 経過措置の要求を適用する時点のみでなく、当該要求の適用方法も変更する。

また、ASU 2016-02は、以下に関する従前の結論の再評価を限定する経過措置の軽減パッケージを事業体に提供しました。

- 失効した契約または既存の契約がリースであるか、またはリースを含んでいるか
- 失効したリースまたは既存のリースに関するリースの分類
- 既存のリースに対する当初直接コスト

経過措置の軽減パッケージの規定のすべてを適用する場合にのみ、事業体は当該パッケージを選択し、適用することを認められます(例えば、事業体は、既存のリースの当初直接コストの評価を回避して、失効したリースまたは既存のリースの分類を再検討することはできません)。また、事業体は、自身が借手であって貸手ではない契約に対してのみ、実務的簡便法のパッケージを適用するという選択をできません(すなわち、パッケージは単一で、事業体規模での選択です)。ASU 2018-11が提供する経過措置の実務的簡便法は、経過措置の軽減パッケージを選択するかは事業体の決定にかかわらず選択されます。

## 収益認識

### 基準設定

FASBによる2017年11月のASU 2017-14(以下で説明)の発行を除くと、FASBの新収益基準(ASC 606)に関連する最近の基準設定活動は、暦年による年度末を使用するPBEが2018年第1四半期にASC606を適用してからは限定的でした。

ASU 2017-14は、SEC職員会計公報(SAB)116およびSECリリース第33-10403号の2017年8月の発行を反映して、コーディフィケーションに差替え、修正およびSECのパラグラフの追加を行っています。この変更には、SAB116によるASC 605-10-S25-1(SABトピック13)の差替え、およびワクチン備蓄に関連するSECリリース第33-10403号によるASC 606-10-S25-1の追加が含まれます。



### Connecting the Dots

#### 保険

本出版物の2017年版において、我々は、ASC 944の適用範囲内の契約に対するASC 606-10-15-2の範囲の除外の適用に関するさまざまな検討を含む、保険関連の適用トピックに対応しました。

これらおよび他の適用上の論点は、AICPAの**保険事業体収益認識専門委員会**により識別・対処され、一部はAICPAの監査会計ガイド「収益認識」(「AICPAガイド」)の第14章で最終化されました。以下は、本専門委員会により2018年に評価された(AICPAガイドの第14章で最終化された)追加の適用上の論点です。

- 「**第三者への拡張サービス保証契約の会計処理(非保険事業体に適用)** — 収益認識の適用上の論点」— 事業体が拡張保証サービスを提供する場合、本専門委員会は、事業体の事実および状況に応じて以下のいずれかの見解が認められると考えています。
  - **見解A** — 事業体は、「固定の手数料で未知の数量のサービスを提供する拡張保証契約に基づく履行義務の性質を、特定の[契約]期間にさまざまな危険による保証対象の損壊、滅失または故障に対する保障を実行するために待機している(standing ready)とみなすことができる」。
  - **見解B** — 事業体は、「その履行義務を、固定の手数料で未知の数量のサービスを提供する拡張保証サービスに基づき対象の製品の修理、修理の手配または交換を実行するために待機しているものとしてもみなすことができる」。この見解に基づくと、「収益は、事業体が保証に基づき対象物の修理または交換を見込んでいる期間にわたり履行義務が充足されるにつれて認識しなければならず、……請求は[契約]期間内に発生する必要があるが、修理または交換のサービスは[契約]期間末より後に提供することができる。取引価格の一部は、」契約期間末現在の前受収益となり、その後の期間に稼得される。

## 適用時の開示に係るテーマ

ASU 2014-09 の適用時に自社の財務諸表を大幅に変更した会社がある一方で、新たな要求による影響をあまり受けなかった会社もあります。

デロイトの2018年9月26日付**Heads Up**は、(1) 新たな収益基準に基づくPBEに関する開示要求の概要を提供し、(2) 今日までに発行されたSECスタッフのコメント約100件のレビューにおいて我々が気付いた、(会計および開示の要求に関連する)ASC 606の適用に関する主要なテーマの一部に焦点を当て、(3) これらのコメントを例示しています。事業体はASC 606の開示要求を推進するにつれ、我々がこのレビューにおいて観察した傾向を評価することにより、便益を得ることができるでしょう。

# 法人所得税

## 税制改革法

### 背景

2017年12月22日、トランプ大統領は、一般に税制改革法(Tax Cuts and Jobs Act)として知られる税法に署名し、これを成立させました。ASC 740のもとで、この新法の影響は制定時に認識します。(連邦法としての)制定時とは、大統領が法案に署名し法律として成立させた日をいいます。したがって、税制改革法による税効果の認識は、2017年12月22日を含む期中期間および年次期間に要求されます。以下の情報は現在の我々の見解を表し、受け取った追加情報または発生した進展に基づいて変更されます。

### SAB 118

法律の制定後まもなく、SECスタッフは、税制改革法の影響の会計処理に関するガイダンス、SAB 118を発行しました。2018年3月、FASBはASU 2018-05を発行しました。

SAB 118のもとで、事業体は事業結合の測定期間と類似するものを使用します。すなわち、事業体は、会計処理を完了できる事項を認識します(「バケット1」)。これはDTAおよび繰延税金負債(DTL)に対する税率変更の影響の場合も同様です。会計処理が完了していない事項について、事業体は、(1) 合理的に見積可能な場合に、暫定的な金額を認識し、さらなる情報が利用可能となるにつれて経時的に修正する(「バケット2」)か、または(2) 合理的な見積額が算定できない税制改革法の特定の法人所得税効果について、税制改革法が署名され成立する直前に有効であった税法の規定に基づきASC 740の適用を継続します—すなわち、事業体は、合理的な見積額が算定可能となるまで、税制改革法の税効果に関して当期税金も繰延税金も修正しません(「バケット3」)。SAB 118は、測定期間が1年を超えないことを明確に定めています。税制改革法が自社の財務諸表に及ぼす影響についての結論を、会社が解釈・分析し引き出すのに1年が合理的な期間であることが見込まれています。

SAB 118は、この大量の複雑な新法が2017年12月31日—多くの事業体にとっての報告期間の末日—のわずか9日前に制定されたことが生み出した実務上の一定の問題に対処しています。税制改革法は非常に凝縮された期間で策定され、財務諸表作成者および専門家には、その暫定版または最終版の分析のための時間がほとんどありませんでした。その結果、税制改革法に関して、制定期間において、または測定期間内のその後の四半期においてすらも潜在的に、完全な「可能性の方が高い(more-likely-than-not)」の評価を行うことが財務諸表作成者にとって実行可能でない税務上のテクニカルな事項が生じる可能性があります。1年の測定期間中の税務上のテクニカルな事項がSAB 118の適用範囲内であるかの決定はもちろん、各個別の事業体の固有の事実および状況に左右され、相当な判断を必要とします。

ASC 740が要求する開示に加えて、SAB 118は、「[報告日現在のASC 740]に基づく会計処理が完了していない、税制改革法による財務報告上の重要な影響に関する情報」の開示を会社に要求しています。これらの開示には以下が含まれます。

- (a) 会計処理が完了していない税制改革法の法人所得税効果に関する定性的開示
- (b) 暫定的金額で報告した事項の開示
- (c) 税制改革法による法人所得税効果が完了していない、既存の当期税金または繰延税金の金額の開示
- (d) 当初の会計処理が完了していない理由
- (e) ASCトピック740に基づく会計処理の要求を完了させるために入手、作成または分析が必要な追加情報

- (f) 報告期間中に認識した測定期間調整の性質および金額
- (g) 実効税率に対する測定期間調整の影響
- (h) 税制改革法による法人所得税効果の会計処理が完了した時点

会社は、(a) から (e) および (h) の項目により要求される開示を、税制改革法が制定された期間を含む、発行された最初の財務諸表(例えば、暦年の会社については、2017年12月31日終了年度の財務諸表)に提供する必要があります。(f) および (g) の項目は、会社が測定期間中に調整を計上する場合にはその後の期間において関連性が生じ、(a) から (e) および (h) の項目は、税制改革法による法人所得税効果に関する会計処理を会社が完了するまで、各報告期間に更新しなければなりません。

ASU 2018-05は発行時に発効します。本ASUにおいて、FASBは、非公開会社およびNFPが、SABが自身にとって権威あるガイダンスの原典でないとしても、SAB 118を適用できる旨をFASBスタッフと合意しました。

SAB 118に関する追加情報および設例については、デロイトの2018年1月3日付(2018年8月30日最終更新) [Financial Reporting Alert](#) をご覧ください。

## ASU 2018-02

2018年2月、FASBは、税制改革法の特定の規定へのASC 740の適用に関連する業界の懸念に対処するため、[ASU 2018-02](#) を発行しました。具体的に、銀行および保険業界の一部の関係者は、DTAおよびDTLに対する税法または税率の変更の影響を継続事業による損益に含めるというASC 740の要求に関して懸念を表明しました。このガイダンスは、税効果を従前の税率でOCIに当初直接認識したために、異なる法人所得税率に関連してAOCIIに「取り残された(stranded)」金額が生じる場合でも適用されます。

税法または税率の変更による税効果に関する修正は、ASU 2018-02の発行後でも依然として継続事業による損益に配分されます。ただし、本ASUは、税制改革法に起因する「取り残された」税効果のAOCIから利益剰余金への1回限りの振替を事業体を選択することを認めています。当初継続事業による損益に借方計上された評価性引当金総額に対する米国連邦法人所得税率の変更の影響は含まれません。この振替の仕訳は株主持分変動計算書に直接計上し、OCIの変動の計算書には含まれません。

すべての会社がASU 2018-02の適用を要求されます。ただし、本ASUの適用時に、適用が要求される規定もあれば、選択可能な規定もあります。例えば、会社は、AOCIの項目に対する税制改革法による法人所得税効果を利益剰余金に振り替えることを選択できます。ASC 220-10-45-12Aのもとで、事業体が税制改革法による法人所得税効果の振替を選択する場合、振替の金額には以下が含まれます。

- a. その他の包括利益累計額に残存する項目に関連する、税制改革法の制定日における繰延税金および関連する評価性引当金の総額(もしあれば)に対する税制改革法の米国連邦法人所得税率の変更の影響……
- b. [ASC] 220-10-50-2(b)の開示を条件に、事業体が振替を選択した、その他の包括利益累計額に残存する項目に対する税制改革法の他の法人所得税効果

したがって、振替仕訳を行うことを選択する場合、会社は、(a) で定める金額の振替を要求されますが、(b) で定める金額の振替は要求されません。

税制改革法による法人所得税効果の振替を選択するかどうかにかかわらず、すべての会社は本ASUの適用時に以下の開示を要求されます。

- 法人所得税効果のAOCIからの振替に関連する会社の会計方針(例えば、ポートフォリオ・アプローチまたは有価証券ごとのアプローチ)<sup>15</sup>
- 会社が、税制改革法に関連してAOCIに取り残された税効果を株主持分の計算書において利益剰余金に振り替えることを選択したかどうか
- 税制改革法に関連してAOCIに取り残された税効果の利益剰余金への振替を選択した場合、この振替には何が含まれているか(連邦法人所得税率の変更のみが含まれているか、またはAOCIに影響する税制改革法による他の変更も含まれるか)

ASU 2018-02は、すべての事業体について、2018年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。未発行であるか、または発行可能でない財務諸表において早期適用が認められます。適用にあたり、事業体は、税制改革法の影響(またはその一部)を計上している各期間に本ガイダンスを適用することになり、これを(1) 制定日現在で遡及的に、または(2) 適用期間の期首現在で適用します。

従前にSAB 118に基づいて計上した暫定的金額のその後の変更は、事業体の適用開始の仕訳に影響を与えませんが、事業体はその後の期間に振替の追加修正を計上する必要があります。FASBはASU 2018-02のBC23項において、事業体がSAB 118に基づき項目の暫定的見積額を計上し、制定日現在で存在していた事実および状況に関連する追加情報を測定期間中に入手した場合、暫定的見積額の修正は、複数の報告期間において、ASU 2018-02が検討した振替修正の計上を生じさせうることを認めました。

ASU 2018-02およびASU 2016-01の適用は相互に影響を与えます。ASU 2016-01は、容易に算定可能な公正価値のある持分証券について(および容易に算定可能な公正価値のない持分証券については特定の事象の発生時に)、各期に公正価値に再測定することを事業体に要求しています。本ASUは、PBEについては、2017年12月15日より後に開始する事業年度およびかかる期間の期中期間より発効します。適用にあたり、事業体は、適用事業年度の期首現在で貸借対照表に累積的影響額の調整を計上することを要求されます。したがって、適用前にAFSとして分類した持分証券を有する事業体は、適用時に計上する累積的影響額の調整により、AOCIから利益剰余金への金額の振替を行うこととなります。

ASU 2018-02およびASU 2016-01の両方が従前にAOCIに計上した金額に影響を与えるため、一方のASUの適用が、他方の適用に与える影響は、(1) 両ASUの適用の順序、(2) 取り残された税効果を振り替える事業体の現行の会計方針および (3) ASU 2018-02に関する事業体の適用の選択に左右されます。

<sup>15</sup> ポートフォリオ・アプローチおよび有価証券ごとのアプローチに関する追加情報については、デロイトの [A Roadmap to Accounting for Income Taxes](#) のセクション 7.18 をご覧ください。

## 連結

2018年10月、FASBは、ASC 810における関連当事者のガイダンスの2つの側面を修正するASU 2018-17を発行しました。本ASUは、(1) 共通支配下の事業体に関する変動持分事業体(VIE)のガイダンスに非公開会社の選択可能な範囲の除外を追加し、(2) ASU 2016-17(2016年10月発行)の修正に整合させるため、意思決定者に支払った手数料の評価に関するASC 810-10-55-37Dの1文を削除しています。

ASU 2018-17は、2017年6月22日付のFASBのASU案においてパブリックコメント募集のために公開した、VIEの主要な受益者の評価における関連当事者のガイダンスの変更(ASC 810-10-25-44のガイダンスの修正(しばしば、「関連当事者タイブレーク・テスト」と称される)を含む)を組み込んでいません。コメント・レターのプロセスを通じて受け取ったフィードバックに基づき、FASBは、これらの変更を最終ASUに含めず、VIEの主要な受益者の評価における関連当事者のガイダンスの将来に可能性のある修正を評価するために1項目を調査アジェンダに追加しました。

## 背景

法的事業体が報告事業体により連結されるべきかの判定は、法的事業体がASC 810-10の連結の要求からの一般的な除外の対象であるかの評価から始まります。法的事業体が一般的な除外の対象でない場合、この評価では法的事業体がVIEモデルからの除外の対象であるかに注目しなければなりません。<sup>16</sup> 2014年3月、FASBは、共通支配下にあり、一定の条件を満たすリースの取決めを有する特定の事業体に関して、非公開会社のVIEガイダンスの適用範囲からの除外を定めたASU 2014-07を発行しました。

一般的な適用範囲の除外またはVIEの適用範囲の除外が利用可能でない場合、報告事業体が法的事業体に対し変動持分を有していれば、当該法的事業体がVIEであるかを判定しなければなりません。法的事業体がVIEであれば、報告事業体はそのVIEの主要な受益者であるかを評価しなければなりません。ASC 810のもとで、VIEの主要な受益者は、(1) 「VIEの経済的業績に最も重要な影響を及ぼすVIEの活動を指図するパワー」(「パワー規準」と)と、(2) 「VIEの損失を吸収する義務……またはVIEにとって潜在的に重要でありうる、VIEから便益を受ける権利」(「経済的規準」)の両方を有する事業体として定義されています。ASU 2015-02(2015年2月発行)およびASU 2016-17は、単一の意思決定者である報告事業体に、報告事業体が関連当事者に対し直接的持分を有している場合にのみ、関連当事者との関係の影響を評価するにあたり、関連当事者(事実上の代理人を含む)が保有する持分を考慮することを要求するため、経済的規準を修正しました。<sup>17</sup> これら2つのASUにより修正されたASC 810のもとで、共通支配下の関連当事者を通じて保有する持分は、(1) 意思決定者の手数料の取決めが変動持分であるかどうかの評価では、意思決定者が保有する直接的持分として全体で、(2) 主要な受益者の分析では、意思決定者が保有する間接的持分として比例的に検討されます。

<sup>16</sup> デロイトのA Roadmap to Consolidation — Identifying a Controlling Financial Interestの第3章の議論をご覧ください。

<sup>17</sup> 一定の関連当事者との関係に関する主要な受益者の判定については、ASC 810-10-25-44 から 25-44Bのガイダンスもご覧ください。



## ASU 2018-17の主要な規定

### 一定の事業体に関するVIEのガイダンスの非公開会社の適用範囲の除外

ASU 2018-17は、連結の判定の対象の報告事業体、共通支配の親会社および法的事業体がPBEでなく、ASC 810-10-15-17AD(本ASUにより追加)の規準を満たす限り、共通支配下にあるすべての法的事業体にVIEのガイダンスを適用しない選択を認めることで、非公開会社が利用可能な現行の会計処理の代替法を拡充しています。ASC 810-10-15-17ADの一部には以下のように記載されています。

法的事業体は、以下の規準をすべて満たす場合に、変動持分事業体のサブセクションのガイダンスに基づく非公開会社(報告事業体)による判定を受ける必要はない。

- b. 報告事業体および法的事業体が共通支配下にある。
- c. 報告事業体および法的事業体は公開ビジネス事業体の共通支配下でない。
- d. 共通支配下の法的事業体は公開ビジネス事業体でない。
- e. 報告事業体は、本トピックの一般のサブセクションを検討する際、法的事業体に対し直接的にも間接的にも支配財務持分を有していない。変動持分事業体のサブセクションは、この判定をする際に適用してはならない。

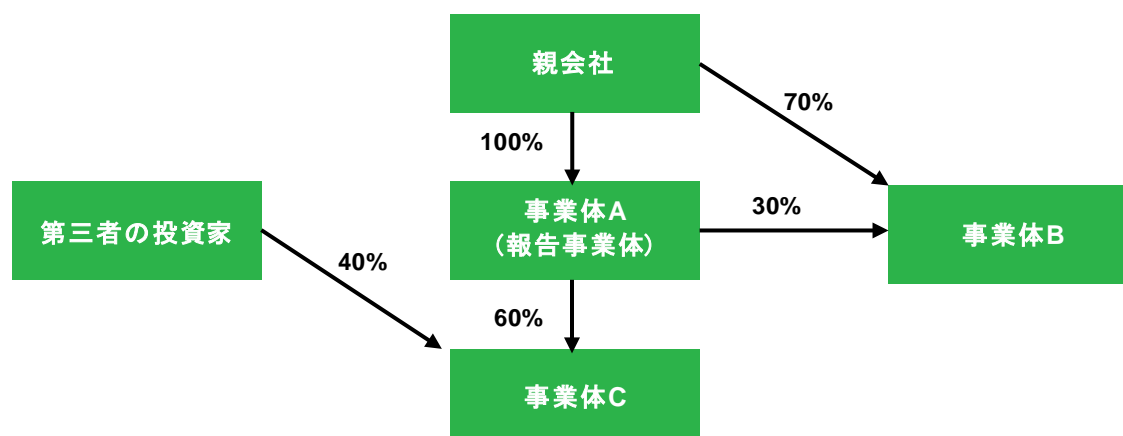
ASC 810-10-15-17AE(本ASUにより追加)は、上記の規準 (a) の適用に関して、報告事業体および法的事業体が共通支配下にあるかの判定を要求するガイダンスを提供しています。特に、ASC 810-10-15-17AEは、これを規準 (a) の適用のみのために提供しており、非公開会社の報告事業体は、この判定をする際に議決権持分モデルのみを検討しなければなりません。すなわち、非公開会社の報告事業体は規準 (a) を満たすかの判定にVIEのガイダンスを検討することを要求されません。

以下の設例はASC 810-10-15-17ADを適用可能かについて説明しています。

#### 設例 1

親会社は事業体A(報告事業体)に対する直接的議決権持分を100パーセント、事業体Bに対する直接的議決権持分を70パーセント有している。事業体Aは、Bに対する直接的議決権持分を30パーセント、Cに対する直接的議決権持分を60パーセント有している。第三者の投資家はCに対する直接的議決権持分を40パーセント有している。

以下の図は、親会社、Aおよび第三者の投資家のそれぞれの議決権持分を要約している。



## 設例 1 (続き)

その他の前提は以下の通り。

- いずれの事業体もPBEでないため、規準 (b) および (c) は満たしている。
- 第三者がBまたはCを支配する契約上の取決めはない。
- 第三者の投資家は、Cに対し実質的な参加権を有していない。

親会社は、直接的および間接的議決権持分を通じてA、BおよびC に対し支配財務持分を有している。したがって、A、B およびCは、ASC 810-10-15-17ADの規準 (a) を適用する目的上、共通支配下にある。

事業体Aは、ASC 810-10-15-17ADの非公開会社の適用範囲の除外をBに適用することができる。これは、AがBに対して直接的にも間接的にも支配財務持分を有していないため、規準 (d) も満たしているためである。しかし、Aはこの適用範囲の除外をCには適用することができない。なぜなら、AはCに対し支配財務持分を有していることから、規準 (d) を満たさないためである。



## Connecting the Dots

### 共通支配に関する検討事項

コーディフィケーションは共通支配を具体的に定義していません。しかし、共通支配に対するFASBの見解の追加的明確化がASU 2014-07とASU 2015-02の両方の背景情報および結論の根拠に記載されています。

例えば、ASU 2014-07のBC15項では、共通支配がEITF 論点 02-5に関するSECの観察よりも広範であるとFASBが認めた旨を説明しています。<sup>18</sup> BC15項はさらに、「共通支配は米国会計基準において完全に新しい概念であるわけではないため、現行の実務における利害関係者は共通支配が存在するかの判定をできるに違いない」と述べています。

ASU 2018-17のBC19項からBC21項は、上記で要約した通りASU 2014-07と整合していますが、主な例外がひとつあります。ASU 2018-17は、共通支配の親会社の議決権持分に基づき報告事業体および法的事業体が共通支配下にある場合にのみ、この新たな非公開会社の適用範囲の除外の適用を報告事業体に認めています。ASU 2018-17のBC21項は、この適用範囲の除外を適用する目的でのみ、非公開会社の報告事業体が、報告事業体および法的事業体が共通支配下にあるかを判定する際に議決権持分モデルのみを検討しなければならないというFASBの結論を強調しています。ASU 2018-17のBC20項は、本ASUが、米国会計基準の他のガイダンスを適用する際に、ある取決めが共通支配下にあるかを事業体が判定する方法を変更することを意図するものではないと述べています。

ASU 2014-07は、共通支配の定義も、本ASUの適用範囲の除外を適用する意図がある事業体が共通支配下にあるかを判定する方法の制限も行わなかったため、ASU 2014-07を適用している報告事業体がASU 2018-17の適用範囲の除外を適用する規準を満たさない可能性があります。以下の説明では、子会社A(報告事業体)がASU 2018-17の適用範囲の除外の適用に適格であることは見込まれません。なぜなら、親会社は契約上の取決めを通じたAの主要な受益者であり、Aに対する議決権持分を保有していないためです。したがって、A(報告事業体)および子会社B(法的事業体)は議決権持分のみに基づけば親会社の共通支配下にはありません。

<sup>18</sup> EITF 論点 02-5の3項は、「SECスタッフが、以下の状況においてのみ別個の事業体の間に共通支配が存在することを示した」と述べています。

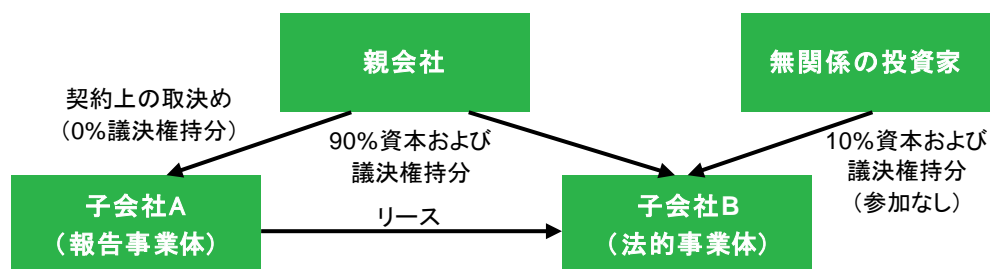
「a. 個人または企業が、各事業体の議決権付所有権持分の50パーセント超を保有している。

b. 家族が各事業体の議決権付所有権持分の50パーセント超を保有している(家族が一齐にでなく議決権を行使するという証拠はない)

(1) 家族には結婚した夫婦およびその子を含むが、結婚した夫婦の孫は含まない。

(2) 事業体は、生存している兄弟姉妹およびその子の間のさまざまな組合せにおいて所有される。これらの状況では、所有権および議決権の関係の実体に関して慎重な検討を必要とする。

c. 株主のグループが各事業体の議決権付所有権の50パーセント超を保有し、かつ一齐に事業体の議決権の過半数を行使することに合意したことの書面による同時の証拠が存在する」



### 親会社－子会社の関係への非公開会社の適用範囲の除外が適用可能か

ASU 2015-02のBC69項において、FASBは、VIEモデルのもとで、共通支配下の事業体には「共通の親会社、または子会社およびその親会社により(直接的または間接的に)支配される子会社」が含まれると説明しています。

ASU 2015-02のBC69項は親会社およびその子会社は共通支配下の事業体であることを強調していますが、我々は、親会社が報告事業体である場合にASU 2018-17の非公開会社の適用範囲の除外を親会社－子会社の共通支配関係に適用できるとは考えていません。ASC 810-10-15-17ADの規準 (a) を適用する目的で共通支配下にあるためには、親会社は報告事業体と法的事業体の両方に対する議決権持分を通じて支配財務持分を有していなければなりません。親会社も報告事業体である場合、ASC 810-10-15-17ADの規準 (d) は満たされません。なぜなら、報告事業体(この場合は親会社)は議決権持分を通じて法的事業体に対する支配財務持分を有しているためです。

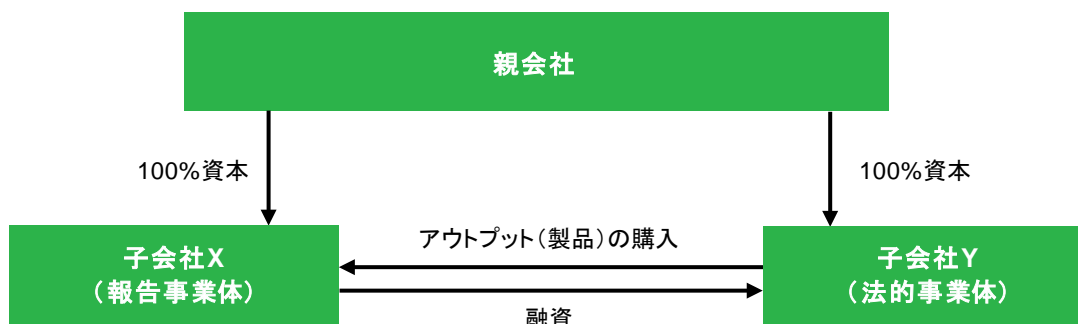
### PBEの定義

上記の通り、報告事業体、共通支配の親会社または法的事業体が(ASC 810-10-15-17AD (b) および (c) が説明する)PBEである場合、報告事業体は非公開会社の適用範囲の除外を適用することはできません。ASCマスター用語集はその一部で、「[SEC]により財務諸表の提出もしくは提供を要求されるか、またはSECに財務諸表を提出もしくは提供する(自主的な提出会社を含む)」「ビジネス事業体」「(その財務諸表または財務情報を提出書類に含めることを要求されるか、または含めている他の事業体を含む)」(強調を追加)としてPBEを定義しています。この定義はさらに、「事業体は、その財務諸表または財務情報が他の事業体のSECへの提出書類に含まれるという理由のみで、公開ビジネス事業体の定義を満たすことができる」と述べています。

一部の非公開事業体は、法定または規制上の要求のためにPBEの定義を満たす可能性があります。これらの事業体はASU 2018-17の非公開会社の適用範囲の除外の適用に適格ではありません。

上記の通り、ASU 2018-17の非公開会社の適用範囲の除外の適用を希望する報告事業体は、議決権持分モデルのみに基づいて報告事業体および法的事業体が共通支配下にあるか判定することを要求されます。したがって、共通支配の親会社が報告事業体と法的事業体の両方に過半数の議決権を有し、実質的な参加権を有する他の投資家がない構造において、ASC 810-10-15-17ADの規準(a)は満たされます(すなわち、報告事業体および法的事業体は共通支配下にあると判定されます)。さらに、報告事業体でなく共通支配の親会社が法的事業体に対して支配財務持分を有するため、規準 (d) が満たされます。このため、ASC 810-10-15-17ADの規準 (b) および (c) に基づき、共通支配の親会社、報告事業体および法的事業体がPBEでないことを前提に、報告事業体は適用範囲の除外の適用に適格となります。

以下の説明において、3事業体がPBEでない場合にのみ、子会社X(報告事業体)は子会社Y(法的事業体)に関して適用範囲の除外の適用に適格となります。共通支配の親会社である親会社が、XとYの両方に対する過半数の議決権持分を通じて支配財務持分を有するため、子会社Xは適用範囲の除外を適用することができません。



ASU 2018-17は、ASU 2014-07から生じたASC 810に基づく現行の会計処理の代替法を差し替えています。これはFASBが、非公開会社の共通支配の関係に関する新たなガイダンスが従前の適用範囲の除外に適格であった既存のリースの取決めを含むと考えているためです。現行ガイダンスのもとでの会計処理の代替法と同様、ASU 2018-17が提供する非公開会社の適用範囲の除外は、選択した場合に、適格なすべての法的事業体に一貫して適用しなければならない会計方針とみなされます。

新たな適用範囲の除外の適用に関してASC 810-10-15-17ADの規準、特に規準 (d) を満たした結果、適用範囲の除外を適用し、そのためVIEモデルに基づく連結を行わない非公開会社の報告事業体は、議決権持分事業体モデルのもとでも連結を行いません。これは、これらの事業体が議決権持分事業体モデルのもとで支配財務持分を有していた場合に適用範囲の除外に適格でなかったであろうためです。したがって、適用範囲の除外を適用する非公開会社の報告事業体は、VIEガイダンスを適用する事業体に要求されるものと類似する拡充した開示の提供が要求されます。開示要求の一覧については、デロイトの2018年11月19日付 [Heads Up](#) の付録をご覧ください。

### 意思決定者に支払った手数料の評価

ASC 810は現在、共通支配下の関連当事者が保有する間接的持分を、意思決定者の手数料の取決めがASC 810-10-55-37(c) に基づく変動持分であるかの評価において全体として検討すべきことを要求しています。<sup>19</sup> ASU 2016-17は、主要な受益者の分析においてこれらの間接的持分を比例ベースで検討することを要求するためASC 810-10-25-42を修正しましたが、現行のガイダンスを変動持分の分析に関連するこの検討に整合させませんでした。このため、ASU 2018-17は現在、同項のガイダンスをASU 2016-17の修正に適合させるためにASC 810-10-55-37Dの1文<sup>20</sup>を削除することで、ガイダンスを整合させています。

<sup>19</sup> 具体的にはASC 810-10-55-37D。

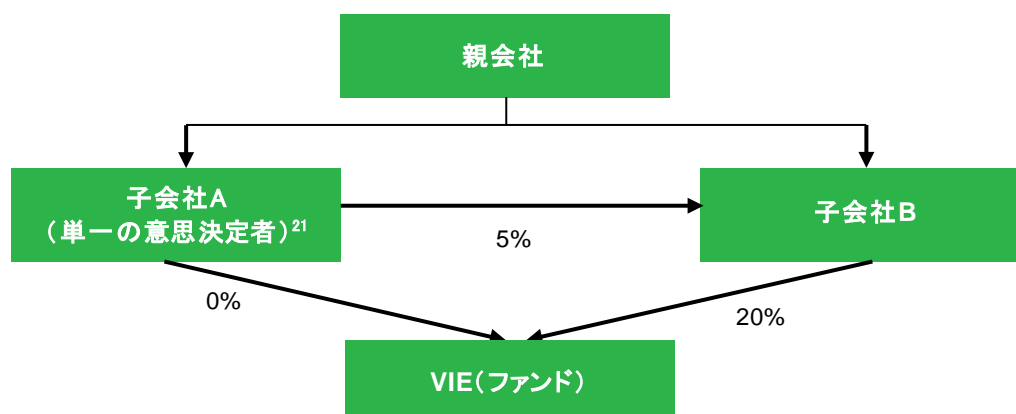
<sup>20</sup> ASU 2018-17は以下の文章を削除しています。「意思決定者と共通支配下にある関連当事者を通じて保有する間接的持分は全体として直接的持分と同等であるとみなされなければならない」



## Connecting the Dots

現行のガイダンスのもとでは、(1) 変動持分の識別および (2) 関連当事者の関係の評価におけるVIEの主要な受益者の決定に関して、共通支配下の関連当事者を通じて保有する意思決定者の間接的持分を評価する方法に不均衡が存在します。しかし、ASU 2018-17のもとでは、間接的持分の評価はこれらの分析の両方で整合しています。これにより、変動持分に適格な手数料の取決めが減少するため、ASU 2018-17を適用する意思決定者はVIEモデルの適用を要求される可能性は高くありません。

例えば、以下の図が示すように、ファンドの単一の意思決定者は、ファンドに対して20パーセントの持分を保有する共通支配下の関連当事者に対する5パーセントの持分しか有していません。ASU 2015-02およびASU 2016-17により修正されたASC 810のもとで、単一の意思決定者はASC 810-10-55-37(c) およびASC 810-10-55-37Dに基づく変動持分を有しています。これは、共通支配下の事業体が保有する20パーセントの持分が、全体として意思決定者の持分として扱われるためです。主要な受益者の分析を行う際、意思決定者は、経済的規準を満たすかの判定では1パーセントの持分のみを自身の持分として扱います。このため、意思決定者の手数料の取決めはパワーの規準を満たしますが、手数料の取決め自体は経済的規準を満たしません。



ASU 2018-17のもとで、意思決定者は、手数料の取決めが変動持分かどうかを評価する際に、現行のガイダンスに基づく主要な受益者のステップで意思決定者に帰属する持分を評価するのと同様の方法で、1パーセントの持分のみを自身のものと(すなわち比例的に)みなします。このため、ASC 810-10-55-37 (a) および (d) のもとで、他の場合に手数料が「同等」<sup>22</sup>かつ「時価」<sup>23</sup>であるとすれば、当該手数料の取決めは変動持分ではありません。したがって意思決定者は変動持分を有していないため、VIEモデルの適用を要求されません。

ASU 2018-17が行った変更は、子会社を通じて保有する持分には影響しません。この持分は連結の評価において連結対象グループの直接的持分として扱わなければならないためです。以下の設例を検討してみましょう。

<sup>21</sup> 子会社Aは、ASC 810-10-55-37(a)および(d)の条件を満たす意思決定に関する手数料を受け取ると仮定します。

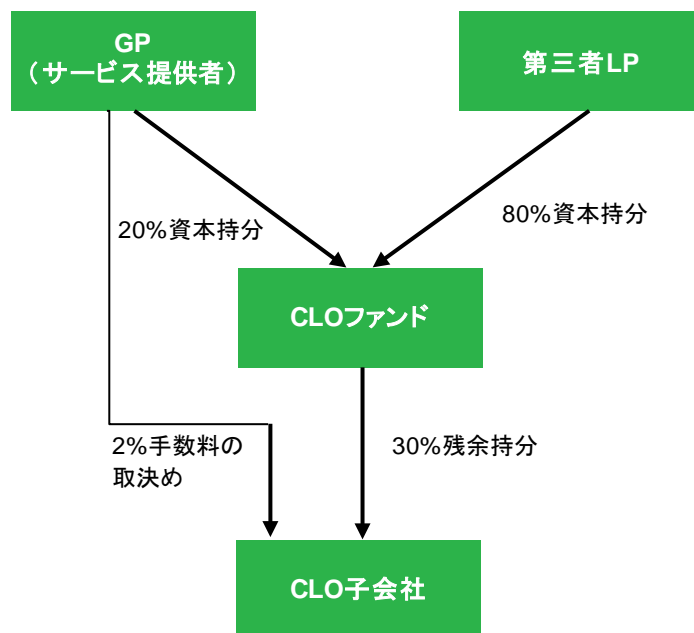
<sup>22</sup> この手数料は、提供されるサービスに対する報酬であり、サービス提供に必要な取組みのレベルと同等です。

<sup>23</sup> このサービスの取決めには、独立第三者間で交渉された類似サービスの取決めに慣習的に含まれる期間、条件または金額のみが含まれます。

## 設例2

GP(サービス提供者)は、CLOファンドの20パーセントを所有している。残りの80パーセントは、無関係の第三者LPが所有している。CLOファンドはCLO子会社に対する30パーセントの残余持分を所有している。GP(サービス提供者)は、CLO子会社と運用契約を締結し、同社の意思決定者として行動している。この契約に基づき、GP(サービス提供者)は同等かつ時価であると考えられる手数料を受け取っている。

CLOファンドとCLO子会社は、いずれも実質的な参加権もキックアウト権も有しないため、ともにVIEとみなされている。GP(サービス提供者)はCLOファンドに対するパワーを有していると仮定する。この結果、CLOファンドに対するGP(サービス提供者)の20パーセントの資本持分とあわせて、GP(サービス提供者)はCLOファンドを連結することになる。



GP(サービス提供者)はCLOファンドを連結しているため、CLOファンドのCLO子会社に対する30パーセントの残余持分はCLO子会社に対するGP(サービス提供者)の直接的持分を表す(すなわち、比例ベースで評価される間接的持分とはみなされない)。したがって、GP(サービス提供者)は、CLO子会社の主要な受益者である。なぜなら、(1) GP(サービス提供者)の運用契約はCLO子会社に対する変動持分を表し、GP(サービス提供者)にCLO子会社に対するパワーを提供し、(2) GP(サービス提供者)にとって、CLO子会社に対する30パーセントの直接的持分を表すCLO子会社に対するCLOファンドの30パーセントの残余持分は 経済的規準を満たすためである。

## 発効日および経過措置

非公開会社以外の事業体について、ASU 2018-17は2019年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。非公開会社について、本ASUIは2020年12月15日より後に開始する事業年度および2021年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。早期適用は認められません。ASC 810に関連して従前に発行されたASUの修正に整合する方法で、ASU 2018-17の修正は、遡及適用し表示期間の最も早い期首の利益剰余金に対して累積的影響額の調整を行うことが要求されます。



## Connecting the Dots

2016年3月、FASBはASU 2016-03を発行しました。本ASUは、適用範囲内の非公開会社の会計処理の代替法を初めて選択する際に望みしらの評価を実施しないという1回限りの無条件の選択肢を非公開会社に与えます。ASU 2016-03には適用日も経過措置ガイダンスも含まれず、本ASUの適用範囲内の非公開会社の会計処理の代替法の発効日を削除し、代替法に関する経過措置ガイダンスを無期限に延長しています。

これとは対照的に、ASU 2018-17には新たな非公開会社の適用範囲の除外および本ASUの他のガイダンスの適用に関して発効日および経過措置情報が含まれています。FASBは、本ASUの発効日および経過措置ガイダンスをASU 2016-03に整合させるべきかについて議論しました。しかし、FASBは、ASU 2016-03との整合は、ASC 810に基づく現行の会計処理の代替法を現在適用している報告事業体にとって負担が重いと判断しました。これは、当該報告事業体は、現行の会計上の表示を維持するために新たな非公開会社の適用範囲の除外を直ちに適用しなければならないため、その時点で適格な他の法的事業体のすべてにこの除外を適用しなければならないからです。このため、非公開会社のASU 2018-17の発効日である2020年12月15日は、新たな非公開会社の適用範囲の除外の使用を選択することを希望するかについて判断する十分な時間を与えることを意図しています。しかし、ASU 2018-17の発効日より後にこの選択を行うことを考えている報告事業体は、この選択が会計方針の変更である場合にASC 250に従って望みしらの評価を実施しなければなりません。

## 移行に関する追加的な検討事項

ASC 810のもとで、法的事業体がVIEであるかの判定、およびVIEである場合に報告事業体が法的事業体の連結を要求されるかの判定は、通常、報告事業体が法的事業体に最初に関与する際に決定しなければなりません。しかし、ASU 2018-17は、最初の関与の日の時点で判定に必要な情報の入手が報告事業体にとって実務上不可能である場合に、この判定を本ASUの適用日現在で行うことを報告事業体に認めています。

ASU 2018-17は、表示期間の最も早期首の利益剰余金に累積的影響額の調整を行うことを要求しています。累積的影響額の調整は、算定が実務上可能であれば、(連結が要求される場合には)<sup>24</sup> 法的事業体の資産、負債および非支配持分の帳簿価額、または(連結除外が要求される場合には)<sup>25</sup> 法的事業体に対する留保持分の帳簿価額に基づきます。さらに、本ASUは、連結対象の法的事業体の資産、負債および非支配持分の帳簿価額(または連結除外の対象の法的事業体に対する留保持分の帳簿価額)の算定に実務上可能かによる除外を提供しています。この実務上可能かによる除外を選択する報告事業体は、これらの帳簿価額を当初公正価値で測定することを認められます。



## Connecting the Dots

すでに述べた通り、(ASU 2014-07が提供する)ASC 810の現行の適用範囲の除外を適用する報告事業体は、ASU 2018-17の適用範囲の除外の適用に適格ではありません。この場合、報告事業体は、ASC 810-10-65-9に従ってVIEモデルのガイダンスを遡及的に適用することを要求されます。

<sup>24</sup> ASC 810-10-65-9(e)は、報告事業体が法的事業体の連結を要求される場合、「帳簿価額とは、報告事業体が法的事業体を連結する条件を最初に満たしたときに[ASU 2018-17]の要求を適用していたとしたら、資産、負債および非支配持分が連結財務諸表に計上されていたであろう金額をいう」と述べています。

<sup>25</sup> ASC 810-10-65-9(h)は、報告事業体が法的事業体の連結除外を要求される場合、「帳簿価額とは、報告事業体が法的事業体に関与したか、または法的事業体を連結する条件を満たさなくなったときに、[ASU 2018-17]を適用していたとしたら、報告事業体の財務諸表において計上されていたであろう留保持分の金額をいう」と述べています。

報告事業体がASU 2018-17への移行時に新たな非公開会社の適用範囲の除外を適用し、事業体(親会社、報告事業体または法的事業体)の1社がその後にPBEになった場合、報告事業体は適用範囲の除外を適用できなくなります。この場合、移行のアプローチはどの事業体がPBEになったかによって決定します。報告事業体がPBEになった事業体でない場合、VIEガイダンスの将来に向かった適用が要求されます。しかし、報告事業体がPBEになった事業体である場合、VIEガイダンスの遡及適用が要求されます。したがって、報告事業体は適用範囲の除外が引き続き適用可能であるかについて継続的に評価しなければなりません。

## 報酬

### 背景

2018年6月、FASBは、財およびサービスを非従業員に付与する株式ベースド支払に関する会計処理を簡素化するASU 2018-07<sup>26</sup>を発行しました。本ASUのもとで、非従業員に対する当該支払についてのガイダンスの大半は、従業員に付与される株式ベースド支払に関する要求と整合することになります。

現在、株式ベースド支払の従業員との取決めがASC 718に基づいて会計処理される一方、財およびサービスと交換に発行される非従業員株式ベースド支払はASC 505-50に基づいて会計処理されます。本ASUによる修正前、ASC 505-50はASC 718と著しく相違していました。相違には、(1) 測定日(通常、資本に分類される株式ベースド支払の測定が確定した日)の決定、(2) 業績条件に関する会計処理、(3) 測定に関して一定の実務的簡便法を非公開事業体が使用できるか、および (4) 権利確定後の株式ベースド支払に関する会計処理(測定および分類を含む)に関するガイダンスが含まれます(ただしこれらに限定されません)。

本ASUはASC 505-50を差し替え、ASC 718の適用範囲を拡大して、非従業員と従業員の両方からの財およびサービスの取得に関連するすべての株式ベースド支払の取決めを含んでいます。

### ASU 2018-07の主要な規定

#### 測定日

この新たなガイダンスに基づく重要な変更のひとつは測定日の決定に関連しており、これは通常、資本に分類される株式ベースド支払の測定が確定した日です。本ASUは、非従業員株式ベースド支払の取決めの測定日の決定に関するASC 505-50のガイダンスを削除しています。資本に分類される報酬について、測定日は通常付与日になります。



#### Connecting the Dots

ASC 505-50のもとで、資本に分類される非従業員の株式ベースド支払の測定日は、(1) 当該資本商品を獲得するための相手方による履行のコミットメントの達成(「履行コミットメント」)または (2) 相手方の履行の完了の日のいずれか早い方です。履行コミットメントの達成には、「資本商品を獲得するための相手方による履行の可能性が高い」よう、「不履行に関する十分大きなディスインセンティブ」が存在しなければなりません。実際、履行コミットメントは、履行の完了前に達成されないことが多く、これが測定日を履行の完了まで遅らせます(すなわち、非従業員報酬は、権利確定するまで各報告期間に再測定または「時価評価」されます)。ASU 2018-07のもとで、資本に分類される非従業員株式ベースド支払の測定は、ASC 718が明確に定めるように、通常付与日に確定します。この要求は、財およびサービスと交換に発行された非従業員報酬に関して認識したコストに重要な影響を与える可能性があります。

<sup>26</sup> ASU 2018-07に関する追加情報については、デロイトのA [Roadmap to Accounting for Share-Based Payment Awards](#)およびデロイトの2018年6月21日付[Heads Up](#)をご覧ください。



設例1

20X1年1月1日、事業体Aは、資本に分類されるワラント1,000個と交換に次の2年間にマーケティング・サービスを提供する広告企業と取決めを締結する。このワラントは2年間の末日(すなわち、マーケティング・サービスの完了時)に権利確定する。ASC 505-50に従い、測定日は広告会社がマーケティング・サービスを完了する日(20X2年12月31日)として決定される。これは、不履行に対する十分大きなディスインセンティブが存在しないためである。このマーケティング・サービスは2年間にわたり一定比率で提供され、20X1年12月31日現在でサービスの半分が提供されている。

20X1年1月1日、20X1年12月31日および20X2年12月31日におけるワラントの公正価値に基づく測定値は、それぞれ10ドル、12ドルおよび14ドルである。以下の仕訳はASC 505-50およびASU 2018-07に基づく認識を説明している。

仕訳	ASC 505-50	ASU 2018-07
<b>20X1年12月31日</b> マーケティング費 払込資本剰余金 (APIC)	6,000 6,000 20X1年12月31日現在の公正価値に基づく測定値をベースにしたマーケティング費の計上(1,000個のワラント×12ドルの公正価値に基づく測定値×提供したサービスの2年のうちの1年分50%)。	5,000 5,000 付与日の公正価値に基づく測定値をベースにしたマーケティング費の計上(1,000個のワラント×10ドルの公正価値に基づく測定値×提供したサービスの2年のうちの1年分50%)。
<b>20X2年12月31日</b> マーケティング費 APIC	8,000 8,000 20X2年12月31日現在の公正価値に基づく測定値をベースにしたマーケティング費の計上 [(1,000個のワラント×14ドルの公正価値に基づく測定値×提供したサービスの100%) - 従前に認識したマーケティング費6,000ドル]。	5,000 5,000 付与日の公正価値に基づく測定値をベースにしたマーケティング費の計上 [(1,000個のワラント×10ドルの公正価値に基づく測定値×提供したサービスの100%) - 従前に認識したマーケティング費5,000ドル]。

以下の表では、ASC 505-50およびASU 2018-07に基づく年間および累積コストを要約している。

マーケティング費	ASC 505-50	ASU 2018-07
20X1	\$ 6,000	\$ 5,000
20X2	8,000	5,000
合計	<u>\$ 14,000</u>	<u>\$ 10,000</u>

## 業績条件の取扱い

ASU 2018-07に基づく非従業員株式ベース支払の業績条件の取扱いは、現行のガイダンスに基づくものとは著しく相違します。非従業員報奨の認識において、事業体は通常、ASC 505-50により業績条件が満たされる可能性が高いかどうかの検討をせずにすみます。しかし、非従業員報奨の数量および条件が相手方の業績条件に左右される場合、事業体は、業績条件が「既知となる」(すなわち達成される)まで各報告期間現在の報奨の「その時点で最新の最低合計公正価値 (then-current lowest aggregate fair value)」に基づいて認識したコストを測定します。これは、業績条件の充足が見込まれているとしても、最低合計公正価値がゼロであり、業績条件が達成されるまでコストを認識しないというシナリオをしばしば生み出すことがあります。本ASUのもとで、業績条件を伴う非従業員報奨に関するガイダンスはASC 718におけるガイダンスと整合しています。したがって、事業体は業績条件の可能性の高い結果に基づいてコストを認識することを要求されます。

### 設例2

20X1年1月1日、事業体Cは、現金の手数料と引換えにマーケティング・サービスを提供する広告会社と契約を締結する。このマーケティング・サービスは20X1年12月31日に完了する。現金の手数料に関連するコストは、マーケティング・サービスが実施されるにつれて認識する。また、Cが、サービス提供後1年間(20X2年1月1日から20X2年12月31日)にわたり売上高100百万ドルを達成した場合、広告会社は資本に分類されるワラント100個を受け取る。事業体Cは1年間に売上高100百万ドルを達成する可能性が高いと結論付け、20X2年12月31日にこの売上高の目標を達成する。ASC 505-50に基づき、Cは、マーケティング・サービスが提供されるときにワラントに関連するコストを認識しない(業績条件が達成されるまで最低合計公正価値はゼロである)。その代わりに、達成日におけるワラントの公正価値に基づく測定値をベースに売上高の水準が達成されるとき、またはされる場合にワラントのコストを認識する。その結果、ワラントに関連するコストは、マーケティング・サービスの提供後に認識する。本ASUのもとで、Cは、売上高の目標を達成する可能性が高いため、現行のガイダンスに基づく場合よりも早くワラントの付与日の公正価値に基づく測定値を認識する。さらに、Cは通常、マーケティング・サービスが実施されるにつれてコストを認識する。

20X1年1月1日、20X1年12月31日および20X2年12月31日におけるワラントの公正価値に基づく測定値は、それぞれ10ドル、12ドルおよび14ドルである。以下の仕訳はASC 505-50およびASU 2018-07に基づく認識を説明している。

仕訳	ASC 505-50	ASU 2018-07
<b>20X1年12月31日</b> マーケティング費 APIC	業績条件が達成されるまで最低合計公正価値はゼロであるため、仕訳は行わない。	1,000  1,000  業績条件が達成される可能性が高いため付与日の公正価値に基づく測定値をベースにマーケティング費を計上(100個のワラント× 10ドルの公正価値に基づく測定値)。
<b>20X1年12月31日</b> マーケティング費 APIC	1,400  1,400  20X2年12月31日現在の公正価値に基づく測定値をベースにマーケティング費を計上(100個のワラント× 14ドルの公正価値に基づく測定値)。	

## 設例 2 (続き)

以下の表では、ASC 505-50およびASU 2018-07に基づく年間および累積コストを要約している。

マーケティング費	ASC 505-50	ASU 2018-07
20X1	\$ -	\$ 1,000
20X2	1,400	-
合計	<u>\$ 14,000</u>	<u>\$ 10,000</u>

### コスト認識の方法および期間

非従業員報奨に関して認識したコストの合計額は、ASU 2018-07のもとで変動する可能性があります。コスト認識の方法および期間に変更はありません。本ASUは、ASC 505-50の一定の認識ガイダンスをASC 718に組み込んでいます。したがって、非従業員株式ベースド支払に関して認識したコストは、付与者が現金を支払ったかのように適用される他の会計処理ガイダンスに基づいて引き続き認識します。すなわち、本ASUのもとでASC 718は、非従業員株式ベースド支払を認識する期間または方法(すなわち、資産計上するか、費用計上するか)は決めていません。代わりに、事業体は、財またはサービスと交換に現金を支払ったかのように、同じ期間に同じ方法で資産または費用を認識し(または従前に認識したコストを戻し入れ)なければなりません。

### 公正価値に基づく測定値

本ASUのもとで、非従業員報奨は常に、従業員報奨の測定と整合する方法で発行した資本商品の公正価値<sup>27</sup>に基づいて測定されます。すなわち、非従業員報奨の公正価値に基づく測定の目的は、従業員報奨と一致することになります。ただし、非従業員ストック・オプションおよび類似する商品の公正価値に基づく測定値を算定する際、事業体は、契約期間を予想期間として使用する選択を報奨ごとに行うことができます。

### 非公開事業体の実務的簡便法

ASU 2018-07は、非従業員報奨の測定に従業員報奨に提供されているものと同じ実務的簡便法の使用を非公開事業体に認めています。これには以下が含まれます。

- 算定価値** — ASC 718のもとで、非公開事業体は、株価の予想ボラティリティの見積りが実務上不可能なため従業員に付与したストック・オプションおよび類似する商品の公正価値を合理的に見積ることができない場合、当該商品の測定に「算定価値」の使用を要求されます。算定価値は、事業体の株価の予想ボラティリティの代わりに業界セクターの適切な指標の過去のボラティリティを使用した測定値です。本ASUのもとで、算定価値に関連する実務的簡便法は非従業員報奨に拡大され、従業員報奨と非従業員報奨の両方に一貫して適用する必要があります。
- 本源的価値** — 本ASUのもとで、非公開事業体が負債に分類されるすべての株式ベースド支払報奨を公正価値の代わりに本源的価値で測定することを許容する会計方針の選択が非従業員報奨に拡大されます。事業体がこの実務的簡便法に従業員報奨に適用する選択をすでに行っている場合、この選択は非従業員報奨にも適用されます(すなわち、この実務的簡便法は従業員報奨と非従業員報奨の両方に一貫して適用されなければなりません)。この選択は本ASUの適用時に行う必要があります。

<sup>27</sup> 一定の状況において、非公開事業体は算定価値または本源的価値の使用を認められます。非公開事業体の実務的簡便法をご覧ください。

**予想期間** —すでに述べたように、本ASUは、非従業員ストック・オプションおよび類似する商品の公正価値に基づく測定値を算定する際、事業体が契約期間を予想期間として使用する選択を報奨ごとに行うことを認めています。契約期間を使用する選択をしない場合、事業体は予想期間を見積ります。ただし、従業員報奨の場合と同様、本ASUは、実務的簡便法としてASC 718-10-30-20B<sup>28</sup>の条件を満たす非従業員ストック・オプションおよび類似する報奨の予想期間を見積る選択を非公開事業体に認めています。この実務的簡便法は、従業員報奨と非従業員報奨の両方に一貫して適用しなければならない事業体規模の会計方針の選択です。さらに、この実務的簡便法は、選択した場合、ASC 718-10-30-20Bの条件を満たし、事業体が予想期間として契約期間を選択しなかったすべての非従業員報奨に適用しなければなりません。この実務的簡便法のもとで、予想期間は通常、非従業員の権利確定期間と報奨の契約期間の中間時点として見積ります。<sup>29</sup>

## 分類

権利確定前には、従業員株式ベース支払報奨の分類に関するASC 718のガイダンスが、ASC 505-50に基づき非従業員報奨にも適用されます。しかし、ASC 505-50のもとでは、履行が完了する(すなわち、報奨が権利確定する)と、非従業員報奨には、通常金融商品に適用される米国会計基準の他のガイダンス(例えば、ASC 815)が適用されることとなります。これとは対照的に、従業員報奨は、保有者が従業員でなくなった後に条件変更されない限り、(権利確定後であっても)引き続きASC 718が適用されます(一定の規準を満たす資本再編に基づく場合を除きます)。ASU 2018-07は従業員報奨と非従業員報奨の分類の扱いを一致させているため、非従業員報奨には通常、報奨が権利確定し、非従業員が財およびサービスを提供しなくなった後に条件変更されない限り、引き続きASC 718が適用されます(一定の規準を満たす資本再編に基づく場合を除きます)。ただし、転換可能商品の形で付与された非従業員報奨で当初ASC 718の適用範囲内であったものは除きます。権利確定すると、当該報奨にはASC 470-20を含む米国会計基準の他のガイダンスが適用されます。

## 発効日

ASU 2018-07の修正は、PBE<sup>30</sup> については、2018年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。その他のすべての事業体については、2019年12月15日より後に開始する事業年度および2020年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。早期適用は、(PBEについて)財務諸表が未発行の場合、または(その他のすべての事業体について)財務諸表が発行可能でない場合に認められますが、事業体によるASC 606の適用日より前であってはなりません。早期適用を選択する場合、適用される本ASUのすべての修正を同じ期間に適用しなければなりません。さらに、期中期間に早期適用を選択する場合、かかる期中期間を含む事業年度の期首現在で修正が反映されなければなりません。期中期間における本ASUの適用に関する追加情報については、デロイトの2018年8月1日付 [Financial Reporting Alert](#) をご覧ください。

<sup>28</sup> ASC 718-10-30-20Bは、「この実務的簡便法の適用を選択する非公開事業体……は、以下の性質のすべてを有する株式オプションまたは類似する報奨にこの実務的簡便法を適用するものとする。

- 株式オプションまたは類似する報奨がアット・ザ・マネーで付与される。
- 被付与者が権利確定後に財を提供しなくなるか、またはサービスを終了する場合、被付与者は報奨の行使に限られた時間しか有していない(通常30から90日)。
- 被付与者は報奨の行使のみが可能である。被付与者は報奨の売却もヘッジもできない。
- 報奨には市場条件は含まれない」と述べています。

<sup>29</sup> 中間時点の使用は、暗示的な権利確定期間および満たされる可能性が低い業績条件がある報奨を除きます。この場合、予想期間は契約期間です。

<sup>30</sup> FASBは、非公開事業体の実務的簡便法を選択可能かを決定するための使用に関して「公開事業体」および「非公開事業体」のASC 718における現行の定義を保持しました。ただし、事業体は、本ASUの発効日を、「公開ビジネス事業体」のASCのマスター用語集による定義を満たすかどうかに基づいて決定します。

## 経過措置および関連する開示

ASU 2018-07は通常、すべての (1) 適用日現在で決済されていない負債に分類される非従業員報奨および (2) 測定日が設定されていない資本に分類される非従業員報奨に関して、累積的影響額の調整を事業年度の期首現在の利益剰余金に対して行う、修正遡及移行アプローチの使用を事業体に要求しています。この修正遡及移行アプローチの適用においては、

- 本ASUの経過措置は、履行コミットメントの存在または履行が完了したことを理由にASC 505-50のもとで測定日が従前に設定された資本に分類される報奨には適用されません。
- 資本に分類される非従業員報奨の付与日の公正価値に基づく測定値の算定は一部の事業体にとって困難であることがあります。したがって、本ASUは、(測定日が従前に設定されていない) 資本に分類される報奨を、適用日の公正価値に基づく測定値をベースに再測定することを要求しています。
- 事業体は、現在負債に分類されているが、本ASUのもとで資本に分類される未決済の報奨に関して、資本への累積的影響額の調整を決定するため、報奨の負債から資本への報奨の分類の変更に関する本ガイダンスを適用します(すなわち、適用日に測定された未決済の負債報奨は資本に振り替えられます)。
- 資産が完成している場合(例えば、完成品の棚卸資産または償却を開始した固定資産)、事業体は非従業員株式ベースで支払のコストを含む資産の基準額を修正してはなりません。

ただし、非公開事業体が、非従業員報奨の測定を公正価値に基づく測定値の代わりに算定価値に変更する場合、本ASUは将来に向けたアプローチを使用することを事業体に要求しています。

適用の最初の期中期間および事業年度において、事業体は以下の開示を要求されます。

- 会計原則の変更の内容および理由
- 適用期間の期首現在の財政状態計算書における利益剰余金(または、資本もしくは純資産の他の構成要素)に対する変更の累積的影響額

## クラウド・コンピューティングの取決め

### 背景

2018年8月に、FASBは、サービス契約であるクラウド・コンピューティングの取決め(CCA)において発生した導入コストに関する顧客の会計処理に対処するため、ASC 350-40を修正する [ASU 2018-15](#)<sup>31</sup>を発行しました。ASU 2018-15は、サービスの取決めであるCCAの導入により発生したコストの会計処理を自社利用のソフトウェアの開発または取得に関連するコストの資産計上に関するガイダンスに整合させています。したがって、顧客は、サービス契約と考えられるCCAにおいて、どの導入コストを資産計上すべきかを決定するために、ASC 350-40を適用する必要があります。

[ASU 2015-05](#)<sup>32</sup>の発行により、FASBは、顧客が「ホスティング期間中のいつでも高額な違約金なしにソフトウェアを所有する権利」を有しないか、または「自己のハードウェアで当該ソフトウェアを稼働させる、もしくは当該ソフトウェアをホストするベンダーと無関係の他の当事者と契約を締結する」ことが実行不可能である場合に、CCAがサービス契約とみなされることを明確化しました。

<sup>31</sup> ASU 2018-15に関する追加情報については、デロイトの2018年9月11日付 [Heads Up](#)をご覧ください。

<sup>32</sup> ASU 2015-05に関する追加情報については、デロイトの2015年4月17日付 [Heads Up](#)をご覧ください。

## ASU 2018-15の主要な規定

### サービス契約であるCCAにおける導入コストに関する顧客の会計処理

ASU 2018-15に基づき、事業体は、サービス契約であるCCAに関連する導入コストを資産計上すべきかを決定するために、ASC 350-40を適用することになります。例えば、事業体はプロジェクト準備や導入後運用の段階で発生したコストを費用計上する一方で、アプリケーション開発の段階で発生した一定のコストを資産計上することになり、ホストされるソリューションの機能性の促進につながる導入後運用段階の一定のコストを資産計上できる可能性があります。ASU 2018-15は、CCAのサービス構成要素に関する会計処理を変更しません。



#### Connecting the Dots

CCAの一般的な例として、サービス、サービスとしてのプラットフォームまたはインフラおよび他の類似する種類のホスティングの取決めとしてのソフトウェアが含まれます。保険セクターの多くの会社は、自社のITインフラの維持コストの削減、データ保護の改善および中核業務(例えば、引受および請求管理)の効率性・有効性の向上のため、CCAの利用度を高めています。

### サービス契約であるCCAにおいて資産計上した導入コストの表示および測定

サービス契約であるCCAに関連して資産計上した導入コストは、自社利用のソフトウェアの開発または取得に関連して資産計上したコストとは異なります。自社利用のソフトウェアは、その性質により認識可能な無形資産です。したがって、自社利用のソフトウェアの開発または取得に関連して発生または資産計上したコストは取得した資産の一部を形成し、さらに通常無形資産とみなされます。しかし、サービス契約であるCCAは、未履行のサービス契約であるため認識可能な無形資産を生み出しません。このため、サービス契約であるCCAの導入で発生したいかなるコストも、(無形資産の一部を形成しないため)無形資産として資産計上されませんが、サービス契約に関連する他のサービスのコストおよび資産として同じ方法で会社の財務諸表上に位置付けられます。



#### Connecting the Dots

本ASUはサービス契約であるCCAにおいて資産計上された導入コストの表示に関して以下を示しています。

- ホスティングの取決めに関連する費用および手数料は、損益計算書において単一の科目に表示する。
- 資産計上した導入コストの顧客による表示のための貸借対照表科目は、ホスティングの取決めに関連する手数料の前払金と同一でなければならない。
- 顧客が資産計上した導入コストに関連するキャッシュ・フローを分類する方法は、ホスティングの取決めに関連する手数料のキャッシュ・フローを分類する方法と同一でなければならない。

本ASUIは、事業体が、「他の規則的かつ合理的な基準が、ホストされるソフトウェアへのアクセスから便益を得ることを事業体が見込んでいるパターンをよりよく表す場合を除き、定額ベースで」CCAの期間にわたり資産計上した導入コストを償却することを要求されると述べています。CCAの期間は、固定された解約不能期間に、顧客が行使することが合理的に確実である更新期間、顧客が行使しないことが合理的に確実である解約期間、およびベンダーが支配する、延長する(または解約しない)オプションの対象期間を加えたものを含まなければならない。

資産計上した導入コストの償却は、CCA全体が複数の報告期間にわたり計画された段階でサービスに供されるとしても、それぞれのCCAのモジュールまたは構成要素の意図された使用が可能になるときに開始しなければならない。モジュールまたは構成要素の機能が他のモジュールまたは構成要素の完了に完全に依存している場合、資産計上した導入コストの償却はそのモジュールまたは構成要素と機能的に依存するモジュールまたは構成要素の両方の意図された使用が可能になるときに開始します。

### サービス契約であるCCAにおいて資産計上した導入コストへの減損モデルの適用

ASC 350-40と整合した方法で、ASU 2018-15は、サービス契約であるCCAの資産計上された導入コストにASC 360-10-35の減損モデルを適用することを事業体に要求しています。すなわち、顧客は、資産をグルーピングするレベル(すなわち、資産の他のグループのキャッシュ・フローから概ね独立した個別に識別可能なキャッシュ・フローの最低レベル)で減損を評価します。本ASUIは、サービス契約であるCCAに関連する資産計上されたコストが回収できない可能性がある状況の例として以下を提供しています。

- CCAが実質的なサービス提供の将来可能性をもたらさないことが見込まれる。
- CCAが使用される、または使用されると見込まれる方法または範囲に大幅な変更が生じる。
- CCAが大幅に変更された、または大幅に変更される予定である。

2018年6月の会合において、EITFは、潜在的な減損に関して資産グループを特定する際に、事業体がサービス契約であるCCAに関連して資産計上したコスト以外の資産を含めることができることを明確化しました。ただし、この減損ガイダンスを適用する際、顧客は、CCAの各モジュールまたは構成要素に関連する資産を廃棄の会計処理の単位とみなすこととなります。すなわち、事業体が関連する構成要素またはモジュールの使用を停止したときに、顧客は資産計上した導入コストを廃棄したのものとして会計処理しなければならない。使用停止の発生時点の決定において、CCAの各構成要素またはモジュールを個別に評価しなければならない。

### サービス契約であるCCAに関する開示

本ASUIは、サービス契約であるCCAの性質を記載する要求を除き、現行の開示要求を拡大していません。したがって、事業体は、サービス契約であるCCAに関して、以下を開示することになります。

- 取決めの性質。
- 現在ASC 350-40が要求する情報。同ASCには個別の開示要求は含まれていませんが、米国会計基準における他の関連ガイダンスの参照先を利用者に示す。
- 資産計上した導入コストを償却可能資産の独立した主要な種類として扱うことにより、ASC 360-10において要求される開示。

## 発効日および経過措置

ASU 2018-15の修正の発効日は以下の通りです。

- *PBE* —2019年12月15日より後に開始する事業年度およびかかる事業年度の期中期間
- *その他のすべての事業体*—2020年12月15日より後に開始する事業年度および2021年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間

このガイダンスは、財務諸表が未発行であるか、または発行可能でない年次または期中期間に早期適用することが可能です。

このガイダンスを適用するにあたり、事業体は遡及的または将来に向かった移行アプローチを適用することが認められます。将来に向かった移行を選択する場合、事業体は、適用後に発生した適格なコストに経過措置の要求を適用しなければなりません。



# 付録A—2018年に発効した会計基準の要約

以下の表は、PBEおよび非PBEに対して2018暦年に発効した特定のASUを一覧にしています。

FASB/EITE	PBEに対する発行日	非PBEに対する発行日	早期適用は認められるか (認められる/認められない)	デロイトのリソース
<b>最終ガイダンス</b>				
ASU 2018-09「 <i>コーディフィケーションの改善</i> 」(2018年7月16日発行)	経過措置および発効日のガイダンスは、各修正の事実および状況に基づいています。本ASUの修正の一部は、経過措置ガイダンスを必要とせず、本ASUの発行時に発効します。しかし、本ASUの修正の多くは、PBEについて、経過措置ガイダンスがあり、2018年12月15日より後に開始する年次期間を発効日としています。	経過措置および発効日のガイダンスは、各修正の事実および状況に基づいています。本ASUの修正の一部は、経過措置ガイダンスを必要とせず、本ASUの発行時に発効します。	認められる	2018年7月17日付 <a href="#">US GAAP Plus new s item</a>
ASU 2018-06「 <i>トピック942『金融サービス—預金および貸出』に対するコーディフィケーションの改善</i> 」(2018年5月7日発行)	発行時に発効	発行時に発効	該当なし	2018年5月8日付 <a href="#">US GAAP Plus new s item</a>
ASU 2018-05「 <i>法人所得税(トピック740) : SEC職員会計公報第118号に従ったSECのパラグラフの修正</i> 」(2018年3月13日発行)	発行時に発効	発行時に発効	該当なし	2018年3月13日付 <a href="#">US GAAP Plus new s item</a> および2018年1月3日付 <a href="#">Financial Reporting Alert</a> (2018年8月30日更新)

<p>ASU 2018-04「投資—負債証券(トピック320) および規制事業(トピック980) : SEC 職員会計公報第117号 およびSECリリース第33-9273号に従ったSECのパラグラフの修正」(2018年3月9日発行)</p>	<p>ASC 320に対する修正の発効日は、ASU 2016-01の発効日と同一です。他の修正は発行時に発効します。</p>	<p>ASC 320に対する修正の発効日は、ASU 2016-01の発効日と同一です。他の修正は発行時に発効します。</p>	<p>該当なし</p>	<p>2018年3月9日付 <a href="#">US GAAP Plus new s item</a></p>
<p>ASU 2018-03「金融商品に対するテクニカルな訂正および改善—全体(サブ・トピック825-10) : 金融資産および金融負債の認識および測定」(2018年2月28日発行)</p>	<p>2017年12月15日より後に開始する事業年度および2018年6月15日より後に開始する事業年度の期中期間。 2017年12月15日と2018年6月15日の間に開始する事業年度を使用する事業体は、2018年6月15日より後に開始する期中期間まで本修正を適用することを要求されません。また、2018年6月15日と2018年12月15日の間に開始する事業年度を使用する事業体は、ASU 2016-01の修正を適用する前に、本修正を適用することを要求されません。 その他のすべての事業体については、発効日はASU 2016-01の発効日と同一です。</p>	<p>発効日はASU 2016-01の発効日と同一です。</p>	<p>認められる(事業体がASU 2016-01を適用している場合)</p>	<p>2018年3月2日付 <a href="#">journal entry</a></p>
<p>ASU 2017-14「損益計算書—包括利益の報告(トピック220)、収益認識(トピック605) および顧客との契約から生じる収益(トピック606) : SEC職員会計公報第116号およびSECリリース第33-10403号に従ったSECのパラグラフの修正」(2017年11月22日発行)</p>	<p>以下のASU2014-09の発効日情報を参照</p>	<p>発効日はASU 2014-09の発効日と同一です。</p>	<p>認められる</p>	<p>2017年11月22日付 <a href="#">US GAAP Plus new s item</a></p>

<p>ASU 2017-13「収益認識(トピック605)、顧客との契約から生じる収益(トピック606)、リース(トピック840)およびリース(トピック842): 2017年7月20日のEITFの会合におけるスタッフのアナウンスメントおよび以前のSECスタッフのアナウンスメントの廃止およびオブザーバーのコメントに従ったSECのパラグラフの修正」(2017年9月29日発行)</p>	<p>ASC 606「顧客との契約から生じる収益」およびASC 842「リース」の適用時に発効</p>	<p>ASC 606「顧客との契約から生じる収益」およびASC 842「リース」の適用時に発効</p>	<p>認められる</p>	<p>2017年10月2日付 <a href="#">US GAAP Plus new s item</a> および 2017年7月20日付 <a href="#">Heads Up</a></p>
<p>ASU 2017-10「オペレーション・サービスの顧客の決定 — FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」(2017年5月16日発行)</p>	<p>ASU 2014-09を未適用のPBEについて、本修正はASU 2014-09の発効と同時に発効します。</p> <p>ASU 2014-09を適用している事業体で、PBE、取引所もしくは店頭市場で売買されるか、上場しているか、相場のある有価証券を発行しているか、またはそのコンデュイット債券債務者であるNFP、およびSECに財務諸表を提出または提供している従業員給付制度について、本修正は、2017年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。</p>	<p>ASU 2014-09を未適用の非PBEについて、修正はASU 2014-09の発効と同時に発効します。</p> <p>ASU 2014-09を適用しているそのほかのすべての事業体について、本修正は2018年12月15日より後に開始する事業年度および2019年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。</p>	<p>認められる</p>	<p>2017年3月 <a href="#">EITF Snapshot</a></p>
<p>ASU 2017-07「純期間年金費用および純期間退職後給付費用の表示の改善」(2017年3月10日発行)</p>	<p>2017年12月15日より後に開始する年次期間(かかる年次期間の期中期間を含む)</p>	<p>2018年12月15日より後に開始する年次期間および2019年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間</p>	<p>認められる</p>	<p>2017年3月14日付 <a href="#">Heads Up</a> および 2017年11月8日付 <a href="#">Financial Reporting Alert</a></p>
<p>ASU 2017-05「非金融資産の部分的売却に関する資産の認識中止のガイダンスおよび会計処理の適用範囲の明確化」(2017年2月22日発行)</p>	<p>以下のASU 2014-09の発効日情報を参照</p>	<p>以下のASU 2014-09の発効日情報を参照</p>	<p>認められる</p>	<p>2017年2月28日付 <a href="#">Heads Up</a> および <a href="#">A Roadmap to Applying the New Revenue Recognition Standard</a></p>

ASU 2017-01「 <i>事業の定義の明確化</i> 」(2017年1月5日発行)	2017年12月15日より後に開始する年次期間(かかる年次期間の期中期間を含む)	2018年12月15日より後に開始する年次期間および2019年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間	認められる(特定の状況において)	2017年1月13日付 <a href="#">Heads Up</a> および <a href="#">A Roadmap to Accounting for Business Combinations</a>
ASU 2016-20「 <i>トピック606「顧客との契約から生じる収益」のテクニカルな訂正および改善</i> 」(2016年12月21日発行)	以下のASU2014-09の発効日情報を参照	以下のASU2014-09の発効日情報を参照	認められる	2017年1月5日付 <a href="#">journal entry</a>
ASU 2016-18「 <i>制限付預金 — FASB発生問題専門委員会のコンセンサス</i> 」(2016年11月17日発行)	2017年12月15日より後に開始する事業年度およびかかる事業年度の期中期間	2018年12月15日より後に開始する事業年度および2019年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	認められる	2016年11月17日付 <a href="#">Heads Up</a> および <a href="#">A Roadmap to the Preparation of the Statement of Cash Flows</a>
ASU 2016-16「 <i>グループ内での棚卸資産以外の資産の移転</i> 」(2016年10月24日発行)	2017年12月15日より後に開始する年次報告期間(かかる年次報告期間の期中報告期間を含む)	2018年12月15日より後に開始する年次報告期間および2019年12月15日より後に開始する年次期間の期中報告期間	認められる	2016年10月25日付 <a href="#">Heads Up</a> および <a href="#">A Roadmap to Accounting for Income Taxes</a>
ASU 2016-15「 <i>一定の現金収支の分類—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス</i> 」(2016年8月26日発行)	2017年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)	2018年12月15日より後に開始する事業年度および2019年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	認められる	2016年8月30日付 <a href="#">Heads Up</a> および <a href="#">A Roadmap to the Preparation of the Statement of Cash Flows</a>
ASU 2016-12「 <i>顧客との契約から生じる収益(トピック606): 狭い範囲の改善および実務的簡便法</i> 」(2016年5月9日発行)	以下のASU2014-09の発効日情報を参照	以下のASU2014-09の発効日情報を参照	認められる	2016年5月11日付 <a href="#">Heads Up</a>

ASU 2016-11「収益認識(トピック605)ならびにデリバティブおよびヘッジ(トピック815): 2016年3月3日のEITFの会合におけるスタッフのアナウンスメントに従った会計基準アップデート2014-09および2014-16によるSECガイダンスの廃止」(2016年3月2日発行)	ASU 2014-09 および ASU 2014-16 と同時に発効	ASU 2014-09 および ASU 2014-16 と同時に発効	認められる	2016年5月3日付 <a href="#">US GAAP Plus news item</a>
ASU 2016-10「履行義務の識別およびライセンス付与」(2016年4月14日発行)	以下のASU 2014-09の発効日情報を参照	以下のASU 2014-09の発効日情報を参照	認められる	2016年4月15日付 <a href="#">Heads Up</a>
ASU 2016-09「従業員株式ベースの支払に関する会計処理の改善」(2016年3月30日発行)	2016年12月15日より後に開始する年次期間およびかかる年次期間の期中期間	2017年12月15日より後に開始する年次期間および2018年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	認められる	2016年4月21日付 <a href="#">Heads Up</a> および <a href="#">A Roadmap to Accounting for Share-Based Payment Awards</a>
ASU 2016-08「本人か代理人かの検討(収益を総額で報告するか、純額で報告するか)」(2016年3月17日発行)	以下のASU 2014-09の発効日情報を参照	以下のASU 2014-09の発効日情報を参照	認められる	2016年3月22日付 <a href="#">Heads Up</a>
ASU 2016-06「負債性商品における条件付プットおよびコール・オプション—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」(2016年3月14日発行)	2016年12月15日より後に開始する事業年度およびかかる事業年度の期中期間	2017年12月15日より後に開始する年次期間および2018年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	認められる	2016年3月16日付 <a href="#">Heads Up</a>
ASU 2016-05「既存のヘッジ会計関係に係るデリバティブ契約更改の影響—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」(2016年3月10日発行)	2016年12月15日より後に開始する事業年度およびかかる事業年度の期中期間	2017年12月15日より後に開始する年次期間および2018年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	認められる	2016年3月16日付 <a href="#">Heads Up</a>

ASU 2016-04「特定の前払ストアード・バリュー商品に係る失効の認識— FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」(2016年3月8日発行)	PBE、一部のNFPおよび一部の従業員給付制度について、2017年12月15日より後に開始する事業年度に関して発行する財務諸表およびかかる事業年度の期中間に発効	2018年12月15日より後に開始する事業年度および2019年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	認められる	2016年3月16日付 <a href="#">Heads Up</a>
ASU 2016-01「金融資産および金融負債の認識および測定」(2016年1月5日発行)	2017年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)	制度の会計処理に関するASC 960からASC 965の適用範囲内のNFPおよび従業員給付制度を含む、その他のすべての事業体について、本ASUの修正は、2018年12月15日より後に開始する事業年度および2019年12月15日より後に開始する事業年度の期中間に発効します。	特定の規定のみ	2016年1月12日付 <a href="#">Heads Up</a>
ASU 2015-17「繰延税金の貸借対照表上の分類」(2015年11月20日発行)	2016年12月15日より後に開始する年次期間(およびかかる年次期間の期中期間)	2017年12月15日より後に開始する年次期間および2018年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間	認められる	2015年11月30日付 <a href="#">Heads Up</a>
ASU 2015-14「顧客との契約から生じる収益(トピック606): 発効日の延期」(2015年8月12日発行)	以下のASU 2014-09の発効日情報を参照	以下のASU 2014-09の発効日情報を参照	認められる	2015年8月13日付 <a href="#">journal entry</a>

---

ASU 2014-09「顧客との契約から生じる収益」(2014年5月28日発行、2015年8月12日発行のASU 2015-14により発効日を修正)

PBE、一部のNFPおよび一部の従業員給付制度について、本ASUは2017年12月15日より後に開始する年次報告期間(かかる期間の期中報告期間を含む)より発効します。

2018年12月15日より後に開始する年次報告期間および2019年12月15日より後に開始する年次報告期間の期中報告期間

PBE、一部のNFPおよび一部の従業員給付制度について、2016年12月15日より後に開始する年次報告期間(かかる期間の期中報告期間を含む)の時点でのみ早期適用が認められます。

その他のすべての事業体については、2016年12月15日より後に開始する年次報告期間(かかる報告期間の期中報告期間を含む)の時点で本ASUを早期適用することができます。また、その他のすべての事業体についても、2016年12月15日より後に開始する年次報告期間、および事業体の本ASUのガイダンスを適用開始する年次報告期間の1年後に開始する年次報告期間の期中報告期間の時点で本ASUのガイダンスを早期適用することができます。

[A Roadmap to Applying the New Revenue Recognition Standard](#)

2014年5月28日付、2018年1月22日付および2018年4月11日付

Heads Upニュースレター

## 付録B－FASBのプロジェクトの現在の状況

この付録は、2018年11月16日現在のFASBによる進行中の基準設定プロジェクトの一部の現在の状況と次のステップを要約しています(さらなる情報については、FASBの[ウェブサイト](#)をご覧ください)。

プロジェクト	状況および次のステップ	デロイトのリソース
<b>認識および測定のプロジェクト</b>		
コディフィケーションの改善－非従業員株式ベースド支払	2018年11月14日、FASBは「顧客への支払対価としての株式ベースド支払に関する会計処理を明確化するため、プロジェクトをテクニカル・アジェンダに追加することを決定しました。……FASBは、2019年3月29日に終了する期間または30日間(いずれか長い方)に、パブリックコメントを募集するためアップデート案を公開することを決定しました」。	2018年11月15日付 <a href="#">journal entry</a>
コディフィケーションの改善	<p><b>信用損失</b></p> <p>2018年8月20日、FASBは、信用損失基準に狭い範囲の改善を行うASU案を発行しました。コメントの期限は2018年9月19日でした。</p> <p>2018年11月7日、FASBは、以下のトピックに関して信用損失基準を修正することを<a href="#">提案</a>しました。(1)回収、(2)マイナスの引当金、(3)ビンテージの開示および(4)契約の延長。これらのトピックはまもなく発行されるASU案により対応されます。</p> <p><b>金融商品</b></p> <p>2018年9月5日、FASBは、信用損失、ヘッジならびに金融商品の認識および測定に関するガイダンスを修正するASU案を起草するようスタッフに<a href="#">指示</a>しました。</p>	<p>2018年8月31日付<a href="#">journal entry</a></p> <p>2018年9月12日付<a href="#">journal entry</a></p>



連結の再編成および的を絞った改善	2017年9月20日、FASBは、ASC810における連結のガイダンスを議決権持分事業体およびVIEについての別個のサブピックに分割することで再編成するASU案を発行しました。これらの新たなサブピックは新たなトピックであるASC 812に含まれ、ASC 812はASC 810を差し替えます。本ASU案に対するコメントの期限は2017年12月4日でした。2018年6月27日、FASBはプロジェクトの継続を決定しました。	2017年10月5日付 <a href="#">Heads Up</a>
負債と資本の区別（転換可能債券を含む）	FASBは、2017年9月20日にこのプロジェクトをテクニカル・アジェンダに追加しました。本プロジェクトの目的は、「財務諸表利用者が必要とする情報を犠牲にすることなく、理解可能性を高め、複雑性を低減する」ことにあります。 本プロジェクトは、「指数化および決済（デリバティブの適用除外との関連において）ならびに転換可能債券、開示および1株当たり利益」に注目します。2018年6月6日、FASBは、転換可能商品および指数化に関するプロジェクトの方向性について議論しました。	<a href="#">A Roadmap to Distinguishing Liabilities From Equity</a>
LIBORからSOFRへの移行の財務報告に対する影響の緩和	2018年8月29日、FASBはLIBORからSOFRへの市場規模の移行により必要となるGAAPの変更を検討するため、移行の円滑化を目的としてアジェンダにプロジェクトを追加しました。	
ヘッジ：ラスト・オブ・レイヤー法	2018年3月28日、FASBは、ASU 2017-12に基づき、ラスト・オブ・レイヤーのベース・アジャストメントの会計処理およびラスト・オブ・レイヤー法のもとでの複数レイヤーのヘッジに対応するため、狭い範囲のプロジェクトを追加することを決定しました。	2018年4月10日付 <a href="#">journal entry</a>
資産の取得および事業結合に関する会計処理の改善	2017年8月2日、FASBは、このプロジェクトが、(1) 資産の取得と事業の取得の間の会計処理の相違に対応し、(2) 取引コスト、仕掛研究開発および条件付対価に関する会計処理に焦点を当てるべきことを暫定的に決定しました。 2018年5月8日、FASBは、資産の取得の会計処理の特定の側面を事業結合とどのように整合させることができるかについて議論しました。	

<p>収益契約における引受負債に関するASC 805に基づく認識 (EITF 論点 18-A)</p>	<p>2018年10月10日の審議会の会合において、FASBは、事業結合で取得した収益契約における引受負債の認識に関連して2018年9月27日のEITFの会合で達した公開のための合意を承認しました。</p> <p>9月の会合において、EITFは、顧客との収益契約から生じる契約負債に関して引き受けた負債を事業結合における取得会社が認識するかの判断において、ASC 606「顧客との契約から生じる収益」における履行義務の定義を使用しなければならない旨を公開するための合意を再確認しました。</p>	<p>2018年9月 <a href="#">EITF Snapshot</a></p>
---	---	--

### 表示および開示のプロジェクト

<p>開示の枠組み: 開示一期中報告</p>	<p>このプロジェクトの目的は、期中の開示の有効性を高めることです。2014年5月28日の会合において、FASBは、「年次財務諸表に記載することが要求される事項に関する開示について、更新後の情報を合理的な投資家が利用可能な情報の『トータル・ミックス』を大幅に変更するものとみなす可能性が高い場合に、期中報告において更新ベースで提供すべきことを反映するため、ASC 270を修正することを決定しました。2018年7月11日、FASBは期中の開示の原則を策定するようスタッフに指示しました。</p>	
<p>政府補助金に関するビジネス事業体による開示</p>	<p>2015年11月12日、FASBは、企業が受け取った政府補助金に関する一定の開示を要求するASU案を発行しました。本ASU案に対するコメント期限は2016年2月10日でした。</p> <p>2016年6月8日の会合において、FASBは、プロジェクトの範囲、受け取ったが財務諸表に直接的に認識していない政府補助金に関して開示を要求すべきかどうか、および制限により要求される情報の事業体による開示が不可能である場合の情報の省略について暫定的決定を行いました。2018年4月5日、FASBは、追加調査を実施するようスタッフに指示しました。</p>	<p>2016年6月14日付 <a href="#">journal entry</a> 2015年11月20日付 <a href="#">Heads Up</a></p>

財務業績報告： 業績情報の分解	FASBは、「損益計算書における表示または注記における開示のいずれかによる業績情報の分解に注目するため、」2017年9月20日にこのプロジェクトをテクニカル・アジェンダに追加しました。2017年12月13日、FASBは、プロジェクトの計画について議論しました。2018年3月28日、FASBは、追加のアウトリーチの実施をスタッフに指示しました。	
セグメント報告	FASBは、2017年9月20日にこのプロジェクトをテクニカル・アジェンダに追加しました。本プロジェクトの目的は、「集計の規準およびセグメント開示」の改善です。2017年12月13日、FASBは、プロジェクトの計画について議論しました。2018年2月7日、FASBは、報告セグメントのプロセスの潜在的な見直しについて議論しました。2018年6月13日、FASBは拡大したアウトリーチを実施する計画について議論しました。	<a href="#">A Roadmap to Segment Reporting</a>
債務の貸借対照表上の分類の簡素化	2017年1月10日、FASBは、債務を分類貸借対照表において流動と非流動のどちらに分類すべきかの判断の複雑性を低減するASU案を発行しました。同案に対するコメントの期限は2017年5月5日でした。2017年6月28日、FASBは、受け取ったコメントの概要について議論しました。2018年8月22日、FASBは、書面による決議投票のために最終ASUを起草するようスタッフに指示しました。FASBは本ASUを2019年第1四半期に発行する予定です。	2018年8月24日付 <a href="#">journal entry</a> 2017年9月15日付 <a href="#">journal entry</a> 2017年1月12日 <a href="#">Heads Up</a>

# 付録 C — 基準書その他の公表物の題名

以下は、本出版物で言及または参照した基準書および公表物です。

## AICPA 監査および会計ガイド

収益認識

## FASB 会計基準アップデート(ASU)

ASU 2014-07, *Consolidation (Topic 810): Applying Variable Interest Entities Guidance to Common Control Leasing Arrangements* — a consensus of the Private Company Council(ASU 2014-07「連結(トピック810): 共通支配下のリースの取決めに対する変動持分事業体のガイダンスの適用—非公開会社評議会のコンセンサス」)

ASU 2014-09, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606)* (ASU 2014-09「顧客との契約から生じる収益(トピック606)」)

ASU 2014-16, *Derivatives and Hedging (Topic 815): Determining Whether the Host Contract in a Hybrid Financial Instrument Issued in the Form of a Share Is More Akin to Debt or to Equity* — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force(ASU 2014-16「デリバティブおよびヘッジ(トピック815): 株式の形式で発行された混合金融商品の主契約が負債または資本のどちらに類似するかの判断—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2015-02, *Consolidation (Topic 810): Amendments to the Consolidation Analysis*(ASU 2015-02「連結(トピック810): 連結分析の修正」)

ASU 2015-05, *Intangibles — Goodwill and Other — Internal-Use Software (Subtopic 350-40): Customer's Accounting for Fees Paid in a Cloud Computing Arrangement*(ASU 2015-05「無形資産—のれんおよびその他—自社利用のソフトウェア(サブトピック350-40): クラウド・コンピューティングの取決めにおいて支払った手数料の顧客の会計処理」)

ASU 2015-14, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Deferral of the Effective Date*(ASU 2015-14「顧客との契約から生じる収益(トピック606): 発効日の延期」)

ASU 2015-17, *Income Taxes (Topic 740): Balance Sheet Classification of Deferred Taxes* (ASU 2015-17「法人所得税(トピック740): 繰延税金の貸借対照表上の分類」)

ASU 2016-01, *Financial Instruments — Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*(ASU 2016-01「金融商品—全体(サブトピック825-10): 金融資産および金融負債の認識および測定」)

ASU 2016-02, *Leases (Topic 842)* (ASU 2016-02「リース(トピック842)」)

ASU 2016-03, *Intangibles — Goodwill and Other (Topic 350), Business Combinations (Topic 805), Consolidation (Topic 810), Derivatives and Hedging (Topic 815): Effective Date and Transition Guidance*(ASU 2016-03「無形資産—のれんおよびその他(トピック350)、事業結合(トピック805)、連結(トピック810)、デリバティブおよびヘッジ(トピック815): 発効日および経過措置ガイダンス」)

ASU 2016-04, *Liabilities — Extinguishments of Liabilities (Subtopic 405-20): Recognition of Breakage for Certain Prepaid Stored-Value Products* — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force(ASU 2016-04「負債—負債の消滅(サブトピック405-20): 特定の前払ストアード・バリュー商品に係る失効の認識—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2016-05, *Derivatives and Hedging (Topic 815): Effect of Derivative Contract Novations on Existing Hedge Accounting Relationships* — a consensus of the Emerging Issues Task Force(ASU 2016-05「デリバティブおよびヘッジ(トピック815): 既存のヘッジ会計関係に係るデリバティブ契約更改の影響—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2016-06, *Derivatives and Hedging (Topic 815): Contingent Put and Call Options in Debt Instruments* — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force(ASU 2016-06「デリバティブおよびヘッジ(トピック815): 負債性商品における条件付プットおよびコール・オプション—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2016-08, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Principal Versus Agent Considerations (Reporting Revenue Gross Versus Net)* (ASU 2016-08「顧客との契約から生じる収益(トピック606):本人か代理人かの検討(収益を総額で報告するか、純額で報告するか)」)

ASU 2016-09, *Compensation — Stock Compensation (Topic 718): Improvements to Employee Share-Based Payment Accounting*(ASU 2016-09「報酬—株式報酬(トピック718):従業員株式ベース支払に関する会計処理の改善」)

ASU 2016-10, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Identifying Performance Obligations and Licensing*(ASU 2016-10「顧客との契約から生じる収益(トピック606):履行義務の識別およびライセンス付与」)

ASU 2016-11, *Revenue Recognition (Topic 605) and Derivatives and Hedging (Topic 815): Rescission of SEC Guidance Because of Accounting Standards Updates 2014-09 and 2014-16 Pursuant to Staff Announcements at the March 3, 2016 EITF Meeting*(ASU 2016-11「収益認識(トピック605)ならびにデリバティブおよびヘッジ(トピック815):2016年3月3日のEITFの会合におけるスタッフのアナウンスメントに従った会計基準アップデート2014-09および2014-16によるSECガイダンスの廃止」)

ASU 2016-12, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Narrow-Scope Improvements and Practical Expedients*(ASU 2016-12「顧客との契約から生じる収益(トピック606):狭い範囲の改善および実務的簡便法」)

ASU 2016-13, *Financial Instruments — Credit Losses (Topic 326): Measurement of Credit Losses on Financial Instruments*(ASU 2016-13「金融商品—信用損失(トピック326):金融商品に係る信用損失の測定」)

ASU 2016-15, *Statement of Cash Flows (Topic 230): Classification of Certain Cash Receipts and Cash Payments — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force*(ASU 2016-15「キャッシュ・フロー計算書(トピック230):一定の現金収支の分類—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2016-16, *Income Taxes (Topic 740): Intra-Entity Transfers of Assets Other Than Inventory*(ASU 2016-16「法人所得税(トピック740):グループ内での棚卸資産以外の資産の移転」)

ASU 2016-17, *Consolidation (Topic 810): Interests Held Through Related Parties That Are Under Common Control* (ASU 2016-17「連結(トピック810):共通支配下の関連当事者を通じて保有される持分」)

ASU 2016-18, *Statement of Cash Flows (Topic 230): Restricted Cash — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force*(ASU 2016-18「キャッシュ・フロー計算書(トピック230):制限付預金—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2016-20, *Technical Corrections and Improvements to Topic 606, Revenue From Contracts With Customers*(ASU 2016-20「トピック606『顧客との契約から生じる収益』のテクニカルな訂正および改善」)

ASU 2017-01, *Business Combinations (Topic 805): Clarifying the Definition of a Business*(ASU 2017-01「事業結合(トピック805):事業の定義の明確化」)

ASU 2017-05, *Other Income — Gains and Losses From the Derecognition of Nonfinancial Assets (Subtopic 610-20): Clarifying the Scope of Asset Derecognition Guidance and Accounting for Partial Sales of Nonfinancial Assets*(ASU 2017-05「その他の収益—非金融資産の認識の中止による損益(サブトピック610-20):非金融資産の部分的売却に関する資産の認識中止のガイダンスおよび会計処理の適用範囲の明確化」)

ASU 2017-07, *Compensation — Retirement Benefits (Topic 715): Improving the Presentation of Net Periodic Pension Cost and Net Periodic Postretirement Benefit Cost*(ASU 2017-07「報酬—退職給付(トピック715):純期間年金費用および純期間退職後給付費用の表示の改善」)

ASU 2017-08, *Receivables — Nonrefundable Fees and Other Costs (Subtopic 310-20): Premium Amortization on Purchased Callable Debt Securities*(ASU 2017-08「債権—返金不能な手数料およびその他のコスト(サブトピック310-20):購入した償還可能負債証券に係るプレミアムのアモチゼーション」)

ASU 2017-10, *Service Concession Arrangements (Topic 853): Determining the Customer of the Operation Services — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force*(ASU 2017-10「サービス委譲契約(トピック853):オペレーション・サービスの顧客の決定—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2017-12, *Derivatives and Hedging (Topic 815): Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities*(ASU 2017-12「デリバティブおよびヘッジ(トピック815):ヘッジ活動に関する会計処理の的を絞った改善」)

ASU 2017-13, *Revenue Recognition (Topic 605), Revenue From Contracts With Customers (Topic 606), Leases (Topic 840), and Leases (Topic 842): Amendments to SEC Paragraphs Pursuant to the Staff Announcement at the July 20, 2017 EITF Meeting and Rescission of Prior SEC Staff Announcements and Observer Comments*(ASU 2017-13「収益認識(トピック605)、顧客との契約から生じる収益(トピック606)、リース(トピック840)およびリース(トピック842):2017年7月20日のEITFの会合におけるスタッフのアナウンスメントおよび以前のSECスタッフのアナウンスメントの廃止およびオブザーバーのコメントに従ったSECのパラグラフの修正」)

ASU 2017-14, *Income Statement — Reporting Comprehensive Income (Topic 220), Revenue Recognition (Topic 605), and Revenue From Contracts With Customers (Topic 606)* (ASU 2017-14「損益計算書 — 包括利益の報告(トピック220)、収益認識(トピック605)および顧客との契約から生じる収益(トピック606)」)

ASU 2018-01, *Land Easement Practical Expedient for Transition to Topic 842*(ASU 2018-01「トピック842への移行のための土地の地役権に対する実務的簡便法」)

ASU 2018-02, *Income Statement — Reporting Comprehensive Income (Topic 220): Reclassification of Certain Tax Effects from Accumulated Other Comprehensive Income*(ASU 2018-02「損益計算書 — 包括利益の報告(トピック220):その他の包括利益累計額の特定の税効果の振替」)

ASU 2018-03, *Technical Corrections and Improvements to Financial Instruments — Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*(ASU 2018-03「金融商品に対するテクニカルな訂正および改善—全体(サブトピック825-10):金融資産および金融負債の認識および測定」)

ASU 2018-04, *Investments — Debt Securities (Topic 320) and Regulated Operations (Topic 980): Amendments to SEC Paragraphs Pursuant to SEC Staff Accounting Bulletin No. 117 and SEC Release No. 33-9273*(ASU 2018-04「投資—負債証券(トピック320)および規制事業(トピック980):SEC職員会計公報第117号およびSECリリース第33-9273号に従ったSECのパラグラフの修正」)

ASU 2018-05, *Income Taxes (Topic 740): Amendments to SEC Paragraphs Pursuant to SEC Staff Accounting Bulletin No. 118*(ASU 2018-05「法人所得税(トピック740):SEC職員会計公報第118号に従ったSECのパラグラフの修正」)

ASU 2018-06, *Codification Improvements to Topic 942, Financial Services — Depository and Lending*(ASU 2018-06「トピック942『金融サービス:預金および貸出』に対するコーディフィケーションの改善」)

ASU 2018-07, *Improvements to Nonemployee Share-Based Payment Accounting*(ASU 2018-07「非従業員株式ベースド支払に関する会計処理の改善」)

ASU 2018-08, *Not-For-Profit Entities (Topic 958): Clarifying the Scope and the Accounting Guidance for Contributions Received and Contributions Made*(ASU 2018-08「非営利事業体(トピック958):受領した寄付金および提供した寄付金に関する適用範囲および会計処理のガイダンスの明確化」)

ASU 2018-09, *Codification Improvements*(ASU 2018-09「コーディフィケーションの改善」)

ASU 2018-10, *Codification Improvements to Topic 842, Leases*(ASU 2018-10「トピック842『リース』に対するコーディフィケーションの改善」)

ASU 2018-11, *Leases (Topic 842): Targeted Improvements*(ASU 2018-11「リース(トピック842):的をしぼった改善」)

ASU 2018-12, *Financial Services — Insurance (Topic 944): Targeted Improvements to the Accounting for Long-Duration Contracts* (ASU 2018-12「金融サービス—保険 (トピック944):長期保険契約に関する会計処理の的を絞った改善」)

ASU 2018-13, *Disclosure Framework — Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement*(ASU 2018-13「開示フレームワーク—公正価値測定に関する開示要求の変更」)

ASU 2018-15, *Customer's Accounting for Implementation Costs Incurred in a Cloud Computing Arrangement That Is a Service Contract*(ASU 2018-15「サービス契約であるクラウド・コンピューティングの取決めに係る導入コストの顧客の会計処理」)

ASU 2018-16, *Derivatives and Hedging (Topic 815): Inclusion of the Secured Overnight Financing Rate (SOFR) Overnight Index Swap (OIS) Rate as a Benchmark Interest Rate for Hedge Accounting Purposes*(ASU 2018-16「デリバティブおよびヘッジ(トピック815):ヘッジ会計目的のベンチマーク金利としての担保付翌日物資金調達金利(SOFR)の翌日物インデックス・スワップ(OIS)金利の導入」)

ASU 2018-17, *Consolidation (Topic 810): Targeted Improvements to Related Party Guidance for Variable Interest Entities*(ASU 2018-17「連結(トピック810):変動持分事業体に関する関連当事者のガイダンスの的をしぼった改善」)

ASU 2018-19, *Codification Improvements to Topic 326, Financial Instruments — Credit Losses*(ASU 2018-19「トピック326『金融商品—信用損失』に対するコーディフィケーションの改善」)

ASU 2018-20, *Leases (Topic 842): Narrow-Scope Improvements for Lessors*(ASU 2018-20「リース(トピック842):貸手に対する狭い範囲の改善」)

### FASB会計基準コーディフィケーション(ASC)トピック

ASC 220, *Income Statement — Reporting Comprehensive Income*(ASC 220「損益計算書—包括利益の報告」)

ASC 230, *Statement of Cash Flows* (ASC 230「キャッシュ・フロー計算書」)

ASC 250, *Accounting Changes and Error Corrections*(ASC 250「会計上の変更および誤謬の訂正」)

ASC 270, *Interim Reporting*(ASC 270「期中報告」)

ASC 310, *Receivables*(ASC 310「債権」)

ASC 320, *Investments — Debt and Equity Securities*(ASC 320「投資—負債証券および持分証券」)

ASC 321, *Investments — Equity Securities*(ASC 321「投資—持分証券」)  
 ASC 323, *Investments — Equity Method and Joint Ventures*(ASC 323「投資—持分法およびジョイント・ベンチャー」)  
 ASC 326, *Financial Instruments — Credit Losses*(ASC 326「金融商品—信用損失」)  
 ASC 350, *Intangibles — Goodwill and Other*(ASC 350「無形資産—のれんおよびその他」)  
 ASC 360, *Property, Plant, and Equipment*(ASC 360「有形固定資産」)  
 ASC 470, *Debt*(ASC 470「負債」)  
 ASC 505, *Equity*(ASC 505「資本」)  
 ASC 605, *Revenue Recognition*(ASC 605「収益認識」)  
 ASC 606, *Revenue From Contracts With Customers*(ASC 606「顧客との契約から生じる収益」)  
 ASC 718, *Compensation — Stock Compensation*(ASC 718「報酬—株式報酬」)  
 ASC 740, *Income Taxes*(ASC 740「法人所得税」)  
 ASC 805, *Business Combinations*(ASC 805「事業結合」)  
 ASC 810, *Consolidation*(ASC 810「連結」)  
 ASC 815, *Derivatives and Hedging*(ASC 815「デリバティブおよびヘッジ」)  
 ASC 820, *Fair Value Measurement*(ASC 820「公正価値測定」)  
 ASC 825, *Financial Instruments*(ASC 825「金融商品」)  
 ASC 840, *Leases*(ASC 840「リース」)  
 ASC 842, *Leases*(ASC 842「リース」)  
 ASC 944, *Financial Services — Insurance*(ASC 944「金融サービス—保険」)  
 ASC 960, *Plan Accounting — Defined Benefit Pension Plans*(ASC 960「制度の会計処理—確定給付年金制度」)  
 ASC 965, *Plan Accounting — Health and Welfare Benefit Plans*(ASC 965「制度の会計処理—医療厚生給付制度」)

### FASB会計基準アップデート案

Proposed ASU 2015-340, *Government Assistance (Topic 832): Disclosures by Business Entities About Government Assistance*(ASU案2015-340「政府補助金(トピック832):政府補助金に関するビジネス事業体による開示」)  
 Proposed ASU 2017-200, *Debt (Topic 470): Simplifying the Classification of Debt in a Classified Balance Sheet (Current Versus Noncurrent)*(ASU案2017-200「債務(トピック470):分類貸借対照表における債務の分類の簡素化(流動か、非流動か)」)  
 Proposed ASU 2017-280, *Consolidation (Topic 812): Reorganization*(ASU案2017-280「連結(トピック812):再編成」)  
 Proposed ASU 2018-270, *Codification Improvements to Topic 326, Financial Instruments — Credit Losses*(ASU案2018-270「トピック326『金融商品—信用損失』に対するコーディフィケーションの改善」)  
 Proposed ASU 2018-300, *Codification Improvements — Financial Instruments*(ASU案2018-300「コーディフィケーションの改善—金融商品」)

### FASB概念基準書

No. 8, *Conceptual Framework for Financial Reporting — Chapter 8: Notes to Financial Statements*(第8号「財務報告の概念フレームワーク—第8章:財務諸表に対する注記」)

### EITF論点(コーディフィケーション前の公表物)

EITF Issue 02-5, “Definition of ‘Common Control’ in Relation to FASB Statement No. 141”  
 (EITF論点02-5「FASB基準書第141号に関連する『共通支配』の定義」)

## EITF論点(現行のプロジェクト)

EITF Issue 18-A, “Recognition Under Topic 805 for an Assumed Liability in a Revenue Contract”(EITF論点18-A「収益契約において引き受けた負債のトピック805のもとでの認識」)

## SEC最終規則

33-9273, *Rescission of Outdated Rules and Forms, and Amendments to Correct References*(第33-9273号「失効した規則および様式の廃止ならびに参照を訂正するための修正」)

## SEC解釈規則

33-10403, *Updates to Commission Guidance Regarding Accounting for Sales of Vaccines and Bioterror Countermeasures to the Federal Government for Placement Into the Pediatric Vaccine Stockpile or the Strategic National Stockpile*(第33-10403号「小児ワクチン備蓄または戦略的国家備蓄のための連邦政府に対するワクチンおよびバイオテロ対策の販売に関する会計処理についての委員会のガイダンスのアップデート」)

## SEC職員会計公報(SAB)

Topic 13, “Revenue Recognition”(トピック13「収益認識」)

SEC Staff Accounting Bulletin No. 116 (SEC職員会計公報第116号)

SEC Staff Accounting Bulletin No. 118(SEC職員会計公報第118号)

## 国際基準

IFRS 9, *Financial Instruments* (IFRS第9号「金融商品」)

IFRS 16, *Leases* (IFRS第16号「リース」)

IFRS 17, *Insurance Contracts* (IFRS第17号「保険契約」)



## 付録D — 略語

略語	用語	略語	用語
AFS	売却可能 (available for sale)	HFI	投資目的保有 (held for investment)
AICPA	米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants)	HFS	売却目的保有 (held for sale)
AOCI	その他の包括利益累計額 (accumulated other comprehensive income)	HTM	満期保有 (held to maturity)
APIC	株式払込剰余金 (additional paid-in capital)	IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
ASC	FASB会計基準コーディフィケーション (FASB Accounting Standards Codification)	IFRS	国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standard)
ASU	FASB会計基準アップデート (FASB Accounting Standards Update)	LIBOR	ロンドン銀行間金利 (London Interbank Offered Rate)
CCA	クラウド・コンピューティングの取り決め (cloud computing arrangement)	NFP	非営利事業体 (not-for-profit entity)
CECL	現在予想信用損失 (current expected credit loss)	OCI	その他の包括利益 (other comprehensive income)
DAC	繰延税金資産 (deferred tax asset)	OIS	翌日物インデックス・スワップ (Overnight Index Swap)
DCF	割引キャッシュ・フロー (discounted cash flow)	PBE	公開ビジネス事業体 (public business entity)
DTA	繰延税金資産 (deferred tax asset)	ROU	使用権 (right of use)
DTL	繰延税金負債 (deferred tax liability)	SAB	SEC職員会計公報 (SEC Staff Accounting Bulletin)
EIR	実効金利 (effective interest rate)	SEC	米国証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission)
EITF	FASBの発生問題専門委員会 (FASB's Emerging Issues Task Force)	SIFMA	米国証券業金融市場協会 (Securities Industry and Financial Markets Association)
FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)	SOFR	担保付翌日物資金調達金利 (Secured Overnight Financing Rate)
GAAP	一般に公正妥当と認められる会計原則 (generally accepted accounting principles)	TRG	移行リソース・グループ (transition resource group)
		VIE	変動持分事業体 (variable interest entity)